

# 労働総研

## クォーターリー

ISSN 0918-7618

2013  
**秋**  
季号

### 特集

# アベノミクスと 新たな財界戦略

「成長戦略」と労働者・国民——「アベノミクス」で新たな雇用破壊  
アベノミクスで「デフレ脱却」はできるか—異常な金融緩和  
財界と「自民党改憲草案」が仕掛ける社会保障解体戦略  
アベノミクスと社会保障  
国民生活と日本経済を破綻に追い込む消費税増税

牧野富夫  
建部正義  
三成一郎  
日野秀逸  
堤 文俊

〈海外労働事情〉米国の医療労働者のたたかい

岡田則男



# 労働総研ブックレット

The Japan Research Institute of Labour Movement RODO SOKEN Booklet



最新刊  
No.9

定価 800円＋税

## アベノ改憲の真実 —平和と人権、暮らしを襲う濁流

坂本 修(弁護士・元自由法曹団団長) 著

ISBN978-4-7807-0917-9 C0336 104頁

### 既刊一覧

編集:労働運動総合研究所 全てA5判、以下は定価 600円(税込)

#### ① フランス・イギリス働くルールと生活保障の最新事情

—日本が学ぶことを探す旅

労働総研仏英調査団 編 ISBN978-4-7807-0790-8 72頁

#### ② 大震災と日本の社会保障

—被災地から労働・生活・地域の再建を考える

日野秀逸 著 ISBN978-4-7807-0791-5 64頁

#### ③ 公契約適正化運動のすすめ

—発展方向と可能性を探る

伊藤圭一・斎藤寛生・原富 悟 著 ISBN978-4-7807-0792-2 64頁

#### ④ TPPと労働者、労働組合

萩原伸次郎 著 ISBN978-4-7807-0694-9 64頁

#### ⑤ 地域循環型経済への挑戦

松丸和夫・吉田敬一・中島康浩 著 ISBN978-4-7807-0666-6 64頁

#### ⑥ 最低生計費調査とナショナルミニマム

—健康で文化的な生活保障—

金澤誠一 著 ISBN978-4-7807-0904-9 64頁

#### ⑦ ブラック企業と就活・働く権利

—青年に希望を 悪質企業を見分ける確かな眼—

生熊茂実・鹿田勝一 著 ISBN978-4-7807-0915-5 72頁

#### ⑧ 労働時間の短縮で日本社会を変えよう

斉藤隆夫 監修・労働運動総合研究所 編 ISBN978-4-7807-0916-2 64頁

お求めは  
お近くの書店  
または  
本の泉社へ



目次

**特集** アベノミクスと新たな財界戦略

|                                 |      |    |
|---------------------------------|------|----|
| 「成長戦略」と労働者・国民——「アベノミクス」で新たな雇用破壊 | 牧野富夫 | 2  |
| アベノミクスで「デフレ脱却」はできるか—異常な金融緩和     | 建部正義 | 10 |
| 財界と「自民党改憲草案」が仕掛ける社会保障解体戦略       | 三成一郎 | 16 |
| アベノミクスと社会保障                     | 日野秀逸 | 22 |
| 国民生活と日本経済を破綻に追い込む消費税増税          | 堤 文俊 | 28 |

【海外労働事情】

|               |      |    |
|---------------|------|----|
| 米国の医療労働者のたたかい | 岡田則男 | 34 |
|---------------|------|----|

【研究】

|                                      |  |    |
|--------------------------------------|--|----|
| 若手組合員は労働組合をどうみているのか——聞き取り調査から見出されたこと |  |    |
| 若者の仕事とくらし研究会（小澤薫・中澤秀一・畠中亨・村上英吾）      |  | 41 |

【労働戦線 NOW】

|                      |      |    |
|----------------------|------|----|
| 「職場の荒廃と運動停滞」に危機感——連合 |      |    |
| ブラック企業と安倍「規制改革」の危険   | 青山 悠 | 49 |

【新刊紹介】

|                                     |      |    |
|-------------------------------------|------|----|
| 労働運動総合研究所編                          |      |    |
| 『〔提言〕ディーセントワークの実現へ—暴走する新自由主義との対抗戦略』 | 大西玲子 | 55 |

|      |  |    |
|------|--|----|
| 編集後記 |  | 56 |
|------|--|----|

## 特集 アベノミクスと新たな財界戦略

### 「成長戦略」と労働者・国民 ——「アベノミクス」で新たな雇用破壊

牧野富夫

#### はじめに

「アベノミクス」なる“カタカナ言葉”が氾濫している。関連して、やがて日本経済が立ち直り、国民の暮らしも良くなるのではないか、といった根拠のない楽観論が流されている。そのためか、風向きが変わり始めたと感じている国民が少なからずいるようだ。所得が減り、物価は上がり、消費税も上がりそうで、足もとの生活は苦しくなる一方なのに、である。

このような「屈折した世相」の背景には、あまりにもお粗末すぎた民主党政権に対する反動としての安倍政権への「漠たる期待」があろう。自民党政権に対する国民の積年の不信・怒りが、民主党政権に対する失望の大きさのあまり薄らいでいる、ということだろう。また、EUやアメリカの経済がひところのような酷い状態から抜け出し、こうした国際経済の変化が円高は正や株価上昇の環境を醸成したという「安倍政権にとっての僥倖」も指摘できよう。

しかし、これらの変化だけで安倍政権への「漠たる期待感」の広がりには説明できない。安倍政権が「第1の矢」、「第2の矢」で成長率などいくつかの経済指標を“人工的”に押し上げ、「円安」・「株高」現象とセットで「デフレ脱却」を宣伝しまくった「アナウンスメント効果」が断然大きい。要するに、国民を苦しめてきた旧来の政策を「3本の矢」にまとめ、それを「アベノミクス」なるカタカナ言葉で粉飾し、すっかり正体を隠したうえで「この新薬はよく効くぞ」

とばかりマスメディアも動員して大宣伝を展開した効果がまだ持続している、ということだ。

むろん、自らの支配を正当化するためのイデオロギー攻撃は、支配階級の常套手段である。だが、安倍政権のマインドコントロールは戦時下の「大本営発表」を想起させるほど激しく徹底している。これは安倍政権の国民支配のきわだった特徴であり、寸時の油断も禁物である。この特徴は平和憲法の解体をねらうなど、安倍政権のきわめて危険な本質に由来するものだ。罪深き策略家ほど饒舌である。

以上のような情勢認識に立ち本稿では、まず「アベノミクス」の「第3の矢」として打ち出された「成長戦略」（日本再興戦略—JAPAN IS BACK）の“構図・特徴”を確認する（第1章）。ついでその“主要武器”である「規制改革」の“内実・カラクリ”を明かす（第2章）。さいごに「規制改革」は“雇用破壊”と一体であり、これの労働者・国民の生活への負の影響は計り知れず、すでに20年近くも労働者・国民の生活を破壊してきた「構造改革」が、いま「アベノミクス」なる装いのもとに新たな攻撃を強めている実相を、90年代以降の情勢をふまえて告発する（第3章）。

#### 1 安倍政権の「成長戦略」の構図・基本的特徴

「アベノミクス」の「第1の矢」は「大胆な金融緩和」であり、1月に政府・日銀が「2%の物価上昇目標」を決め、4月に「カネの供給



量を2年で2倍にする」と発表した。「第2の矢」は「機動的な財政政策」であり、1月に「公共事業など10.3兆円の緊急経済対策」を講じた。これを受けて6月に「第3の矢」として安倍政権は、「民間投資を促す成長戦略」（日本再興戦略）を策定し、日本経済の「デフレ均衡からの脱却プログラム」を発表した。同時に「骨太の方針」と「規制改革実施計画」の閣議決定もなされた。こうして「アベノミクス」の「3本の矢」がひとまず出揃った。安倍晋三首相は「こびりついたデフレ心理は、一気に吹き払わないかぎり、とれない」という判断から、以上のような突貫工事に取り組んだ、ということだ（日本経済新聞、2013年6月24日付）。

いやしくも危機的現状を変えようと一国の「成長戦略」を策定するのであれば、改革すべき対象＝現状を“正しく分析・把握”し、現状をもたらしした“真の原因”を突き止めること、これが必須の前提的な作業である。ところが、安倍政権の「成長戦略」の策定過程にその形跡はない。「必須の作業」がカットされている。策定された文書（「日本復興戦略」）をみても、その記述はない。必須の作業ぬきで、作成されてしまったのだ。なぜそんな離れ技ができたのか。

その秘密は、あらかじめ「青写真」が存在した、ということだ。「青写真」とは、繰り返しアメリカと財界が押しつけてきた注文である。数々の注文の総括的な表現が、安倍晋三首相が所信表明演説ほかで公言している「世界一企業が活動しやすい国をめざす」という、あの「おなじみの迷言」にほかならない。そこにいう「企業」が日米の大企業＝多国籍企業であることは言をまたない。だからどうみても、「成長戦略」とは、アメリカと財界のための「日本改造戦略」なのだ。

〈「国家戦略特区」を突破口に〉

いまやアメリカと財界の注文は、さっさと「成長戦略」を具体化・実践しろ、作文に終わらせるな、という圧力に変わっている。これに応えるべく用意されていたのが「国家戦略特区」構想なのだ。つまり、「日本が本気で変革する姿勢を内外にアピールし、本当に物事を動かしていくためには、スピード感をもって規制・制度改革やインフラの整備を実現してみせる必要がある」。そのためには、「新たな手法として、内閣総理大臣主導で、国の成長戦略を実現するため、大胆な規制改革等を実行するための突破口として、『国家戦略特区』を創設することとする」。そして、「内閣総理大臣を長とする『国家戦略特区諮問会議』や大臣・首長・民間事業者からなる特区ごとの統合推進本部の設置など、特区をトップダウンで進めるための体制を速やかに確立する」というのだ。

これは「国家戦略特区」に関する記述だが、「成長戦略」全体がトップダウン方式を原則としている、とみてよい。これも「成長戦略」の特徴の1つとして留意すべきである。想定されている国家戦略特区は、さしあたり東京都、大阪府・市、愛知県である。東京都については地下鉄の一元化と公共交通の営業の24時間化、容積率・用途の規制緩和など、また大阪府・市については先端産業の法人税率軽減、国際医療先端特区など、そして愛知県については航空宇宙産業の法人税率軽減、外国人高度人材受け入れの規制緩和などが予定されている。「特区」を突破口に、速やかにこれを全国へ波及させる、という“戦法”なのだ。これまでの「特区」の選定が地方の要請によったのに対して今度の場合は中央が選定するトップダウン方式である。

〈「成長戦略」の目標〉

では、「成長戦略」（日本再興戦略）の目標は何か。それは、「デフレ脱却」そして「名目成長率平均3%」を、これから10年を見通して

達成する、というものである。しかし、これは「日本を世界一企業が活動しやすい国にする」という大目標の下位に位置する「小目標・パーツ」にすぎない。さらに「各論的な目標」として、つぎのような数値目標が示されている。“企業支援”について「3年間で設備投資を10%増の年70兆円にする」、「開業率を10%に引き上げる」など。「雇用・人材力」について「2020年に女性の就業率（25～44歳）を73%に引き上げる」「5年間で6ヶ月以上の失業者を2割削減する」など（雇用部門については第3章でまとめて考察する）。“農業”について「20年までに農林水産物・食料の輸出額を1兆円に増やす」、「10年間で農業・農村全体の所得を倍増させる」などである。

また、「成長戦略」の基本的な考え方としては、「民間の力を引き出すこと」、「全員参加の社会・世界で勝てる人材育成」、「新たなフロンティアの創造」が提示されている。さらに、「行動計画」としては、「日本産業再興プラン」、「国際展開戦略」、「戦略市場創造プラン」が提起されている。このうち「国際展開戦略」の比重が大きいことに、後述の「産業空洞化」との関連で留意したい。「成長戦略の基本的な考え方」のくだりで「経済が長期停滞に陥ったこの期間を指して『失われた20年』と言われているが、経済的なロスよりも、企業経営者が、そして国民個人がかつての自信を失い、将来への希望を持ってなくなっていることのほうがはるかに深刻である」と指摘されている。客観的実在（経済の現実）よりも、その意識への反映である「自信喪失」や「希望喪失」など“観念の世界”を重視するところも「期待」先行の、いかにも「アベノミクス」らしい。たしかに経済を動かす要因の1つに「心理」・「気分」もある。それは否定しないが、過度に「精神」を重視しても「神風」は吹かない。

### 〈「緊急構造改革」とは〉

さて、「日本再興戦略」によれば「緊急構造改革」と称して、つぎの5つのプログラムを提起している。①「民間投資の活性化」、②「萎縮せずフロンティアにチャレンジできる仕組みの構築」、③「内外の資源を最大限に活用したベンチャー投資・再チャレンジ投資の促進」、④「事業再開・事業組換えの促進」⑤「グローバルトップ企業をめざした海外展開促進」の5つである。

これとの関連で重視されるのが、「雇用制度改革・人材力の強化」である。7点が指摘されている。①「行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策転換」（失業なき労働移動の実現）、②「民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能の強化」、③「多様な働き方の実現」、④「女性の活躍推進」、⑤「若者・高齢者等の活躍推進」、⑥「大学改革」、⑦「高度外国人材の活用」の7点である。

以上の12点のすべてが日米多国籍企業のために「世界一の活動の場」をめざすものだが、ここでは前段の「緊急構造改革」の⑤についてだけコメントする。グローバルトップ企業を日本大企業が指向する主たる理由は2つになろう。1つは、資本輸出（海外直接投資）により商品輸出以上の“うまみ”を享受できるような条件ができたという資本主義の独占段階の一般的な特徴である。もう1つは、90年代の後半以降の賃金破壊・雇用破壊が急速に個人消費・内需を冷え込ませ、これが日本大企業のグローバル展開・多国籍企業化を加速させている、ということだ。

2013年版の内閣府『経済財政白書』も「我が国の製造業企業は、海外進出を通じて、海外のリソースを活用しつつグローバルな需要を取り込み、成長につなげてきた。しかしながら、急速に海外進出が進むことによって、国内の生

産が減少し、雇用が失われるとの懸念もある。実際に、2011～2012年にかけて、円高の進行や新興国の台頭もあって、複数の大企業が国内工場の閉鎖を発表した（189ページ）と企業の海外進出に警鐘を鳴らしている。進出企業からの逆輸入で日本の産業が空洞化するという問題も発生しているのだ。企業のグローバル展開・企業の多国籍化が雇用や労働条件に与える影響が労働問題の焦点になってきている。「成長戦略」のベースとなっているのも「経済のグローバル化」にほかならない。

## 2 「成長戦略」の武器としての「規制改革」

上述の「成長戦略」（日本再興戦略）と同時に「規制改革実施計画」が閣議決定された。その冒頭で「規制改革は、我が国の経済を再生するに当たっての阻害要因を除去し、民需主導の経済成長を実現していくための不可欠な取組であり、内閣の最重要課題の1つである」と「規制改革」（規制緩和）の意義・役割が強調されている。

「第1の矢」とされる「大胆な金融緩和」は、金利の急上昇のリスクやバブル発生の危険をはらみ、「第2の矢」とされる「機動的な財政出動」も財政危機を増幅させるものだし、いずれも時間稼ぎ的な「飛距離のきわめて短い矢」である。つまり、この2本の矢は経済を“人工的”に押し上げようというもので、かりにそれが功を奏したとしても長持ちはしない。第1と第2の矢で経営者を鼓舞し、「デフレ心理」を一気に吹き払って「民間投資を促す成長戦略」（第3の矢）に繋ぐ、これが「アベノミクス」なるものの陣立てである。その「第3の矢」を飛ばすにあたり「障害物」（＝規制）がいっぱいあるので、その「障害物」を徹底的に取っ払おう、ということで「規制改革実施計画」が策定され、

「成長戦略」と同時に6月14日に閣議決定されたのである。結局、「規制改革」は日本を「世界一企業が活動しやすい国」にするためのブルドーザー役を担うことになる。

### 〈「規制改革」の目的・段取り〉

その「規制改革をどう進めるか」について規制改革会議議長代理の大田弘子氏が、日本経済新聞（2013年2月27日付）で、つぎように述べている。「ここ数年で、これまでの規制改革の課題にすべて決着をつける意気込みがなければ、デフレ脱却は難しい」として、「安倍晋三首相は規制改革を『成長戦略の一丁目一番地』と明言している。規制改革もロケットスタートを切りたいものである」といって、4点を指摘している。

第1に、「規制改革は消費者のためである」という。「この点が十分に伝わらなかったことが情緒的な反発を生む一因になっている」という。しかし、消費者にどのような「恩恵」があるのか、言及していない。また、消費者の多くは同時に労働者でもある。労働者にとっても「規制改革」は“ためになる”というのか。第2に、「規制改革はその業界の発展のためでもある」というが、決して業界全体のためではなく、「競争力のない事業者には退出を迫るという“普通の産業”にすることで、業界全体の生産性が向上し……」というわけで、弱肉強食の論理が貫徹すると「規制改革」の本質を自ら吐露する結果となっている。第3に、「規制改革は、労働市場とセットである」として、「あらゆる構造改革は、雇用問題に直結する」と述べ、「規制改革」のポイントが雇用問題・労働市場問題にあることを強調し、ここで「限定正社員」づくりに言及している。つまり、「正規雇用と非正規雇用の壁を低くし、転職が不利にならず、労働市場の流動性と働く者の保護が両立する新たな“日本型雇用システム”をつくっていかねば

ならない」という論法で、非正規労働者に近い「限定正社員」の創設＝雇用形態の多様化を主張しているのだ。第4に、「規制改革はパッケージである」として「各分野の規制改革はそれぞれが有機的につながることで真の効果を発揮する」という。

以上の4点は、「規制改革」推進論者がその推進にあたっての留意事項であり、裏返せばそれを阻止する運動にとって「参考」になろう。なお彼女は、推進陣営の「反省点」として、これまではやりやすいところだけの「規制改革」であったが、それではダメで「岩盤的規制」の解体に取り組むべきだと「戦闘的」な姿勢を打ち出している。彼女は規制改革会議の「議長代理」であるが、実質的な「議長」であると「自覚」しているようだ。

その大田氏とともに「規制改革」を推奨・推進する中心的な研究者に八代尚宏氏（元政府総合規制改革会議委員）がいる。その矢代氏が近著で、つぎのように述べている。「日本経済発展への道に立ち塞がる『岩盤のような規制』をどこまで崩せるかが、安倍晋三政権の成長戦略にとっての大きな課題である。……日本経済を成長軌道に乗せるには、財政に依存しない内需の持続的な拡大が必要となる」（『規制改革で何が変わるのか』181ページ）。

この2人が好んで口にするのが「岩盤的規制の打破」である。かれらには、「岩盤中の岩盤」である“憲法”が邪魔である。安倍首相のいう「改革」の究極のターゲットも平和憲法の解体である。

〈あらゆる「構造改革」は雇用問題に直結〉

さきの引用で大田氏が「規制改革は労働市場とセットである」として、「あらゆる構造改革は、雇用問題に直結する」と強調している。「アベノミクス」の根本が、右足で賃金・雇用などを踏んづけ、左足で福祉・社会保障などを蹴飛ば

し、労働者・国民の犠牲のうえに日米多国籍企業の利潤の極大化を図るものである以上、「規制改革」の中心が労働分野になることは当然といえる。その「実施計画書」は、「正規・非正規の二極化構造の是正、労働者の能力に見合い、努力が報われる賃金上昇、ライフサイクル・ライフスタイルに応じた多様な生き方の創造、人口減少社会が進む中での経済再生と成長力強化のため、『人が動く』ように雇用の多様性、柔軟性を高め、『失業なき円滑な労働移動』を実現させていく観点から」として、別表のように4点が「規制改革」の当面の対象として措置されている。

### 3 「成長戦略」とディーセントワーク

2008年9月のリーマンショック後、翌09年にかけて、20万人を超える派遣労働者が「派遣切り」に遭うなど、雇用問題が一段と深刻になった。すでに90年代の半ばから非正規労働者が急増し、失業率も高まるなど深刻になっていた雇用問題が、リーマンショック後の世界的な金融・経済危機のもとで、一段と深刻になった、国民的規模で「可視化」されるようになった、ということだ。09年の「政権交代」も、このような事態をもたらした「自民党型政治」に対する国民の怒りの反映であった。

しかし、「国民の生活が第一」だとして国民の期待を担って政権についたはずの民主党中心の連合政権は、あいついで公約を破り、失政を連発し、自民党以上に「自民党化」し、国民を裏切り、支持を急激に失った。一方、民主党にすり寄られ、自民党以上に「右傾化」する民主党への対抗上、自民党の「右傾化」も急速にすすんだ。こうした状況のもとで自民党「靖国派」の勢力が伸張し、そのシンボリックな存在である安倍晋三氏が自民党総裁に選出され、年末の総選挙で自民党が「大勝」し、安倍第2次政権の



表 アベノミクス雇用「規制改革」

| No. | 事項名                             | 規制改革の内容                                                                                                                                                               | 実施時期                                          | 所管省庁  |
|-----|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-------|
| 1   | ジョブ型正社員の雇用ルールの整備                | 職務等に着目した「多様な正社員」モデルの普及・促進を図るため、労働条件の明示等、雇用管理上の留意点について取りまとめ、周知を図る。                                                                                                     | 平成 25 年度検討開始、平成 26 年度措置                       | 厚生労働省 |
| 2   | 企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等労働時間法制の見直し | 企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制をはじめ、労働時間法制について、ワークライフバランスや労働生産性の向上の観点から、労働政策審議会で総合的に検討する。労働政策審議会での検討の基礎資料を得るべく、平成 25 年上期に企業における実態調査・分析を実施し、平成 25 年秋に労働政策審議会で検討を開始し、結論を得次第措置を講じる。 | 平成 25 年上期調査開始、平成 25 年秋検討開始、1 年を目途に結論、結論を得次第措置 | 厚生労働省 |
| 3   | 有料職業紹介事業の規制改革                   | 民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能強化の観点から、利用者の立場に立った有料職業紹介制度の在り方について引き続き問題意識を持ちつつ、当面、求職者からの職業紹介手数料徴収が可能な職業の拡大について検討する。                                                             | 平成 25 年度検討開始、平成 26 年度早期に結論                    | 厚生労働省 |
| 4   | 労働者派遣制度の見直し                     | 労働者派遣制度については、下記の事項を含め、平成 25 年秋以降、労働政策審議会において議論を開始する。<br>①派遣期間の在り方（専門 26 業務に該当するかどうかによって派遣期間が異なる現行制度）<br>②派遣労働者のキャリアアップ措置<br>③派遣労働者の均衡待遇の在り方                           | 平成 25 年検討・結論、結論を得次第措置                         | 厚生労働省 |

資料：内閣府「規制改革実施計画」

誕生となった。自民党の勝因は、もっぱら民主党政権に失望・落胆した国民の「捨て鉢票」によるもので、決して積極的な「自民党支持票」ではなかった。このことを自民党自身もよく承知していて、「アベノミクス」なる詐欺的な「経済政策」で国民を騙し、本年 7 月の参議院選挙では「錯覚票」をかき集め、なんとかここまで持ちこたえることができた、これが実情だ。安倍自民党自身が「薄氷を踏むような政権」であることをよく知っており、それだけに何をやるかわからない危険な政権なのだ。この政権にとって頼りはアメリカと財界である。上述したように「アベノミクス」の顔は日米多国籍企業を向いている。その利潤極大化のために労働者・国民をいかに搾り上げるか、これが安倍政権・「アベノミクス」・「成長戦略」の主たる課題なのだ。ここでは、その新たな労働者攻撃中の 2 件にしぼってコメントする。

### 〈「解雇の自由化」と労働時間“概念”の打破〉

「規制改革実施計画」に掲げられた先の表が、当面のターゲットである。表の〈No.1〉は、雇用面の「規制緩和」であり、そのめざすところは「解雇の自由化」である。ねらわれているのは「正社員の解雇の自由化」である。4 割近くに上るパートや派遣労働者など非正規労働者についてはすでに「解雇自由」だが、正規雇用の労働者・「正社員」については「そうではない」という認識が、そこにはある。しかし、「正社員」についても、大幅に「解雇の自由」が拡大しているのだ。中小企業では 10 ～ 30 万円程度の「掴み金」で正規雇用の労働者が解雇されるケースがザラだし、大企業でもリストラと呼ばれる大量解雇が常態化している。労使一体の労働組合がこれを見殺しにし、個人が裁判などでたたかうケースは例外的である。

このようにすでに日本は「解雇しやすい国」

になっている。労働政策研究機構の調査によると、最近5年間で「退職勧奨」した企業が従業員1000人以上では30.3%であり、大企業ほど多い。にもかかわらず、いっそうの「解雇の自由化」をすすめるようとするのは、日本を「世界一企業が活動しやすい国」にするため、と考えるほかない。とくにリーマンショック以降、企業のリストラがすすみ、雇用不安が広がり、そのため労働者の「心の病」が増えている（受診2割増）、と朝日新聞が自社集計として一面トップで報じている（2013年8月22日付）。いまほとんどの労働者にとって一番の不安は解雇（＝雇用不安）なのだ。

そこで政権は、正面から「解雇の自由化」を提起するのは得策でないとの判断から先送りし、当面いわばそのバイパスとして「ジョブ型正社員」（限定正社員）のルール化を提起した、ということだ。その企業にとってのメリットは少なくない。職務（職種）限定のケース（職務限定の正社員）であれば、その職務がなくなれば解雇できるし、在職中の賃金など労働条件も「無限定正社員」（従来型の正社員）よりも低く抑えられるからである。この提起が「使い勝手がよく、かつ低コストの労働力」追求の一環であることは明白である。

表の＜No.2＞のめざすところは、労働時間の長短を超越した「労働時間“概念”」そのものの破壊である。その到達点として「ホワイトカラー・エグゼンプション制」（WE制）が想定されている。第1次安倍政権がその制度化を試みたが、労働者の「残業代ゼロ法案」反対運動の急速な拡大に阻止された、という経過がある。いま企業はリストラの反復に必要な人員をとことん切り詰め、時間外労働を増大させているが、その大半が違法な「サービス残業」である。その摘発を回避しようと、合法的に時間外労働を「やらせ放題」にできる条件整備をねら

うのが、「企画業務型裁量労働制」や「フレックスタイム制」などの労働時間法制的「見直し」（改悪）にほかならない。その先に「WE制」の導入が想定されていることは上述のとおりである。

表の＜No.3＞と＜No.4＞は、「雇用の流動化・多様化」をめざす「規制緩和」であり、＜No.1＞の「雇用ルールの改悪」の一環であることを指摘するにどどめる。

### 〈「正社員が当たり前」を大勢に〉

以上、安倍政権の経済政策「アベノミクス」の、とくに「第3の矢」＝「成長戦略」を中心にみてきた。それが日米の多国籍企業の利益のために日本を「世界一企業が活動しやすい国」にしようとする「構造改革」の第3ステージであることが確認できたと思う。その第1ステージは90年代後半の「橋本・構造改革」であり、第2ステージが今世紀初頭5年余の「小泉・構造改革」であった。「安倍・構造改革」は、先行2つの「構造改革」の「総仕上げ」をめざすもので、その攻撃の本丸として平和憲法がある。安倍首相とその周辺が「戦後レジームからの脱却」というとき、その中心は平和憲法の解体にほかならない。かれらのさまざまな野望を実現しようとするれば、憲法が立ちはだかる。結局、アメリカと財界は憲法が邪魔で仕方がないのだ。

このことは図らずも、私たちがディーセントワークを実現するにあたり、平和憲法がなくてはならない宝（土台）であることを教えている。ディーセントワークには適訳がなく、そのまま使われているが、要するに「人間らしい労働」と「人間らしい生活」の双方がそなわった状態のことである。そのためには、どんな条件が基本的に必要か。労働総研が4月に発表した『提言』（「ディーセントワークの実現へ」新日本出版社）は、つぎの3点にしぼり込んでいる。①「安定した良質の雇用」（働きがいのある仕事）、

②「安心できる行き届いた社会保障」、③「人間性を認め合うコミュニティ」。他にもいろいろ指摘できるが、基本的に必要な条件・必須の要件といえば、こうなる。

問題は、その3点が「構造改革」の第1ステージならびに第2ステージの「規制緩和」と「小さな政府」化をつうじてどんどん破壊され、“格差と貧困”が重大な社会問題化し、第3ステージに入ったいま、なんの反省もなく「構造改革」が一段と露骨に強行されている。そして、「国際競争力」論が相変わらずその口実にされている。これを阻止し、さきの3点をどう実現していくか、これが私たち労働者・国民の共通の課題になっている。3点のなかでも①の「安定した良質の雇用」が基本中の基本である。①がなければ、②を財源的に支えられないし、③職場・地域などでのコミュニティづくりも困難である。

まだ小さいが、光がみえ始めている。「ブラック企業」が社会問題化し、若者の運動・たたかいが広がりつつあること、そして全日空で客室乗務員全員の正規雇用化が先日発表されたことなどが、その例だ。じつは客室乗務員の非正規化が1994年当時「スチュワーデスのアルバイト化」として大きな問題となり、翌95年には「雇用の流動化・多様化」を促す日経連の「新時代の“日本的経営”」が発表され（その「中間報告」は94年に発表）、これ以降、非正規労働者が全国的に急速に増大したという“因縁”がある。今度は、全日空の決定を契機に「正社員が当たり前」だった94年以前に戻す番だ。安全面やサービス面、そして人材確保ほか総合的に経営の立場からも考えても、そのほうがよいということである。デパート業界の老舗「高島屋」も同様の判断から非正規労働者の正規化に踏み切った。

これらが大勢となるよう期待したい。「期待」の実現には私たち労働者・国民の“運動”が不

可欠だ。さいわい運動拡大の条件も、都議選や参議院選での共産党の躍進で大きく広がっている。どこでも働く仲間たちの目がひかり輝いている。安倍政権の「成長戦略」の出鼻をくじき、「構造改革の総仕上げ」を“瓦解”させようではないか。労働総研も上記「提言」の発展・拡充と、その実現に向け全力を傾けたい。

（まきの とみお・労働総研顧問、日本大学名誉教授）

# アベノミクスで「デフレ脱却」はできるか —異常な金融緩和

建部正義

## 1 「量的・質的金融緩和」の内容

周知のように、「アベノミクス」は、公共事業（財政政策）、金融緩和（金融政策）、成長戦略（実体経済政策）という3本の矢から成る。

この「アベノミクス」に呼応するかたちで、黒田東彦総裁下での初の日本銀行政策委員会・金融政策決定会合は、本年4月4日に、「量的・質的金融緩和」の導入を決定した。

いま、黒田総裁の日本金融学会2013年度春季大会における特別講演「量的・質的金融緩和と金融システム」（5月26日）に即しつつ、その内容を整理するならば、以下のとおりである（下線は黒田総裁によるもの）。

### ①強く、明確なコミットメント

・2%の物価安定目標を、2年程度の期間を念頭に置いて、できるだけ早期に実現する。

### ②量・質ともに次元の違う金融緩和

・マネタリーベース [日銀券発行高プラス市中銀行保有日銀当座預金残高]：年間約60～70兆円の増加（2年間で2倍）

・長期国債の保有残高：年間約50兆円の増加（2年間で2倍以上）

・長期国債買入れの平均残存期間：7年程度へ（2年間で2倍以上）

・ETF [指数連動型株式上場投資信託] の保有残高：年間約1兆円の増加（2年間で2倍以上）

・J-REIT [不動産投資信託] の保有残高：年間約300億円の増加

### ③わかりやすい金融政策

・「資産買入等の基金」[2010年10月の「包括的な金融緩和政策」の導入時に発足、「基金」による長期国債の買入れは異例の臨時的措置であるという理由で、銀行券発行残高を上限に買い入れる長期国債とは、帳簿上異なる取り扱いがなされていた]を廃止し、長期国債の買入れ方式を一本化[「銀行券ルール」の一時的な停止]。

・量的な緩和を行う場合の指標として「マネタリーベース」を選択 [金利を指標とする政策から貨幣量を指標とする政策への転換]。

### ④金融緩和の継続期間

・2%の物価安定目標の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで継続 [「時間軸」の明確化]。

・その際、経済・物価情勢について上下双方向のリスク要因を点検し、必要な調整を行う。

要するに、黒田総裁によれば、「戦力の逐次投入をせずに、現時点で必要な政策をすべて講じた」（4月4日の記者会見での発言）、というわけである。なお、「量的・質的金融緩和」と称する場合の量的側面とは、マネタリーベースの増加、長期国債の保有残高の増加を意味し、他方、質的側面とは、長期国債の平均残存期間の延長、ETFの保有残高の増加、J-REITの保有残高の増加を意味するものとされている。

## 2 デフレは貨幣的現象か

安倍晋三首相は、「デフレは貨幣的現象である」と主張する。また、黒田総裁は、「デフレ脱却の責任は日銀にある」と主張する。

はたして、デフレは貨幣的現象であるとみな

しうるのであろうか。もし、そうであるとするならば、「2%の物価安定目標」の設定（1月22日の日本銀行政策委員会・金融政策決定会合決定および同日の「政府・日本銀行の共同声明」）ならびに「量的・質的金融緩和」の導入は、確実にデフレの克服の方向に向けて作用を及ぼすことになるであろう。しかし、ことはそれほど簡単なものではない。

ここで、日本銀行が民間に供給する貨幣とは何かということが問題になるが、それは、結局のところ、日銀券と日銀当座預金（前述のマネタリーベース）に帰着する。

このうち、日銀券の流通量についてみれば、日銀券をヘリコプターから撒く（「ヘリコプター・マネー」）というのならともかく、一般の理解とは異なり、日本銀行が恣意的に決定できることがらではない。行楽シーズンにわれわれが市中銀行預金を解約して日銀券を入手するケースを想定すればわかるように、日銀券流通量の決定者は日銀ではなく企業・家計であって、日銀は市中銀行による日銀当座預金の解約とそこからの日銀券引き出し請求にたいして受動的に対応する以外に方途はない。しかも、企業・家計は、現在、日銀券の発行高不足に悩まされているわけではない。実際、日銀券の5月末の発行残高は83兆円（国民1人当たり約65万円）にも達しているほどである。

つぎに、日銀当座預金についてみれば、白川方明総裁時代以前からの相次ぐ金融緩和措置によって、すでにいわばジャブジャブといえるほどの日銀当座預金が、日本銀行から市中銀行に向けて供給されてきたというのが現実である。実際、「準備預金法」にもとづく必要準備額が8兆円にすぎないのにたいして、3月末の市中銀行保有当座預金残高は53兆円にも達している。

問題をこのように整理するならば、「デフレ

は貨幣的現象である」という主張や、「デフレ脱却の責任は日銀の金融政策にある」といった主張が、いかに根拠のない誤った理解にもとづくものであるかを容易に判断することができるであろう。

唯物論的弁証法による思考にかぎらず、一般に、科学・概念の真理の基準は事実との照応関係に求められる。この点に照らして、白川前総裁による2012年11月のきさらぎ会における講演「物価安定のもとでの持続的成長に向けて」のなかの次の証言は、十分な留意に値する。すなわち、「デフレから早期に脱却するためには、日本銀行がもっとマネーを増やすべき」というご意見もあります。マネーには様々な指標がありますが、中央銀行の負債項目であるマネタリーベース、すなわち、銀行券と金融機関の中央銀行預け金の合計金額をみますと、日本における対名目GDP比率は米欧の規模を上回っています。米欧の場合、この比率が上昇したのはリーマン・ショック後のことに過ぎないのに対し、わが国の場合は、「ゼロ金利政策」や「量的緩和政策」をつうじてそれよりもずっと前からこの比率が上昇しているため、リーマン・ショック後の日本の増加状況が目立ちにくい印象を与えます。しかし、リーマン・ショック後に限定しても、マネタリーベースの増加金額の対名目GDP比は、日本は米国やユーロ圏と同規模です。……マネーを増やせば物価が上がるという貨幣数量説は一見わかりやすいですが、近年の日本や米国のようにゼロ金利が続く経済では、現実を説明できません。ちなみに、2000年度を起点にとって、貨幣数量説通りにその後のマネーの伸び率が物価に反映されたとすれば、この間の日本の消費者物価の年平均上昇率は、マネタリーベースで計算すると+4.8%……となっていたはずですが、これは、実際の-0.2%とは大きく異なります」と。



この白川前総裁の証言は、黒田総裁下の「量的・質的金融緩和」にたいする当事者自身による有力な反証として、いまなお効力を保持しつつづけているとみなすことができるであろう。

### 3 「量的・質的金融緩和」の効果波及経路にたいする評価

前掲の特別講演において、黒田総裁は、「量的・質的金融緩和」の効果波及経路として、以下の3点を列挙する。①長めの金利や資産価格の〔リスク〕プレミアムへの働きかけ、②リスク資産運用や貸出を増やすポートフォリオ・リバランス効果、③市場・経済主体の期待の抜本的転換。

いま、これらの効果波及経路の当否を順次的に考察するならば、以下のとおりである。

第1に、長めの金利や資産価格のリスクプレミアム（たとえば、安全な資産としての国債ではなく、リスク資産としての株式を購入する場合、株価の下落や配当率の低下の危険性に備えての国債のそれにたいする収益の上乗せ部分）への働きかけという点についてみれば、その狙いは、これらの低下をつうじて、企業の設備投資の増加をはかろうとするものであろうが、短中期金利にかんしてはともかく、10年物利付国債利回り、長期プライムレート（企業向け最優遇貸出金利）、住宅ローン金利（固定型）といった長期金利にかんしては、「量的・質的金融緩和」の導入時に比べて、むしろ、高止まりしているというのが現状である。また、資産価格のリスクプレミアムの低下と企業の設備投資の活性化との関係をめぐっては、日本銀行による明確な説明はこれまで与えられたことはなく、両者の関係は依然としてブラックボックスに放置されたままの状態にある。実際、リスクプレミアムの低下の結果としてたとえばトヨタ自動車の株価が上昇したからといって、儲けるのは高

値で売り抜けた投資家ということであり、トヨタ自動車の手に1円の現金も入るわけではない。あるいは、所有する不動産の価格が上昇したからといって、企業は設備投資を増加させるとでもないのであろうか。

第2に、リスク資産運用や貸出を増やすポートフォリオ・リバランス効果という点についてみれば、これは、国債の日本銀行への売却を介して追加的な日銀当座預金を手に入れた市中銀行が、それを0.1%（日本銀行は、臨時的に、必要準備を超える超過準備部分に限って0.1%の金利を付与している）という低金利しか稼げない日銀当座預金のかたちで保有するよりも、リスク資産での運用や貸出を増やす行動をとるにちがいないとの推測にもとづいている。しかし、ポートフォリオ・リバランス効果が問題となったのは今回が初めてではない。2001年6月から2006年3月までの間に導入された「量的緩和政策」の時点——この際にも、金融政策の操作目標は、金利という指標から日銀当座預金という量的な指標に変更がなされた——でも、やはり、ポートフォリオ・リバランス効果が話題になった。それどころか、その効果の存在は、当時の福井俊彦総裁によってさえ、明確に否定された性格のものである。すなわち、「ポートフォリオ・リバランス効果、すなわち、〔市中銀行が〕流動性を余計に持つとそれを活発に使ってくれるかどうかということについては、学者の世界では、そういうことをクリアにおっしゃっているが、そこのところは、過去に、世界中のどこの中央銀行も経験則は持っていないことである。……政策は実験ではないので、ポートフォリオ・リバランス効果だけであつたら、我々は〔「量的緩和」〕政策に踏み切らなかったと思う」、と。くわえて、リーマン・ショック以降、米欧の中央銀行もマネタリーベースの増加を企図するという意味での「量的緩和政策」

をあいついで採用したが——つまり、「経験則」が積み上げられたが——、そこでもポートフォリオ・リバランス効果は確認されるにいたっていない。こうした経緯を総括することなしに、不用意にポートフォリオ・リバランス効果を再度持ち出すのは、黒田総裁下の日本銀行の知的怠慢ぶりの表現以外のなにものでもありえないと呼ぶべきであろう。

第3に、市場・経済主体の期待の抜本的転換という点についてみれば、なるほど、経済主体の期待の転換もからんで、「量的・質的緩和」の導入以降、株式市場ならびに外国為替市場において株高および円安が進行したのは否定しがたい事実である。しかし、そこには、次のような憂慮すべき側面が潜んでいることにも配慮が必要である。

ひとつは、東京証券取引所の株式売買高の60%を外国人投資家が占めており、しかも、その中心にヘッジファンドが位置しているという問題にはかならない。現下のアメリカの株高の演出者はFRB（連邦準備制度理事会）によるQE（量的緩和）Ⅲの導入であることを考慮するならば、外国人投資家が、QEⅢと「量的・質的金融緩和」の類似性・共通性に着目して、わが国の株高を仕掛け、そして、高値で売り抜ける行動をとったとしても、そこにはなんの不思議も見出すことができないであろう。つまり、5月以降のわが国の株価の乱高下の背後には、外国人投資家が控えていたことは疑いをいれる余地のない現実であるというわけである。

いまひとつは、円安にも外国人投資家の影がちらついているということである。円安の基本的理由は、2011年以降におけるわが国の貿易収支の赤字傾向の定着とそれともなう経常収支（貿易収支に所得収支を加えたもの）黒字の減少傾向の表面化（このタイミングに即するかたちで安倍政権が誕生した）に求められるべき

であるが、7月31日付の『日本経済新聞』は、「株安と円高が連動し、株高と円安も共振する」最近の現象の理由として、株高にともなう外国人投資家のリスクヘッジ（ドル建ての価値の確保）を目的とした円先物の売り（円売り・ドル買いにともなう円安の進行）——逆の場合にはその巻戻しとしてのヘッジはずし——という要因とならんで、ヘッジファンドによるそれへの追従——『株式、通貨などを組み合わせて取引するヘッジファンドが、日本の株安時には円買い、株高時には円売りという機械的な取引をする傾向を強めている』（日本の通貨当局者）——という要因を掲げている。つまり、この点でも、5月以降のわが国の円相場の乱高下の背後には、外国人投資家が控えていたことは疑いをいれる余地のない現実であるというわけである。

ここまでくれば、市場・経済主体の期待の抜本的転換とは、黒田総裁の意図は別として、その重要な側面において、外国人投資家にたいする投機的活動の場を提供する役割を果たすものであったということが容易に理解されるはずである。

なお、円安にともない、エネルギー関連や原材料などの輸入品価格が上昇し、それが物価水準を押し上げたからといって、この事態は本来の意味でのデフレの解消とはおよそ無縁であることには多言を要しないであろう。

以上を要するに、黒田総裁が強調する「量的・質的金融緩和」の効果波及経路にかんしていえば、デフレを克服するうえで、それこそさほどの「期待」を寄せることができないというのが、ことの真相にかならない。

#### 4 デフレの真の原因

デフレは貨幣的現象でないとするならば、では、その真の原因はどこに求められるべきであろうか。この点について、筆者はかねてから

1990年代末以降の賃金の切下げにあると主張してきた（拙著『21世紀型世界経済危機と金融政策』新日本出版社、2013年、参照）。

この主張の正当性を検証するために、以下では3人の発言ないし記述を紹介することにしたい。

最初は、佐藤健裕日本銀行審議委員の発言である。同委員は、2月6日の群馬県経済懇談会における挨拶要旨「わが国の経済・物価情勢と金融政策」のなかで、次のように論及する。すなわち、「それにしても、日本はなぜ10数年もの間、デフレから抜け出せないのであろうか。……2000年代半ば以降、金融システム問題を克服した後のデフレは新たなフェーズに入っており、その主因は賃金にあると考えている。財やサービスの価格はそれを生産するための費用の影響を受ける。生産費用が人件費と原材料費からなるとすると、多くの原材料費は国際競争のなかで決まるため、その価格の変動は為替相場の動きを別にすれば、ほぼ世界共通に影響を与えるはずで、日本だけがデフレになる理由にはならない。原因は生産費用を決めるもう一つの要素である賃金にあると考えられる」、「実際、消費者物価と賃金は密接に相関している。そもそも消費者物価の構成品目の約半分はサービスで、サービス価格はサービス業の賃金と概ね連動している。サービス業は労働集約的で賃金の動向が価格に反映されやすい。従って、物価安定の目標である2%の消費者物価上昇率を目指すには、とにもかくにも賃金の回復が重要である。……賃金回復のチャンスは2000年代半ばに実際にあった。新興国の需要が火付け役となり、信用バブルも手伝って世界経済が過熱し、製造業中心に企業収益が過去最高益を更新するなか、企業は雇用者への還元を増やすことが期待された。しかし、この時期、企業は内部留保の積み上げを優先し、労働分配率は低下した」、

と。

ここでは、2000年代半ば以降に新たなフェーズに入ったとするデフレの「主因」が「賃金」に求められているばかりではなく、「物価安定の目標である2%の消費者物価上昇率を目指すには、とにもかくにも賃金の回復が重要である」とまで断定されている。

くわえて、「この時期、企業は内部留保の積み上げを優先し、労働分配率は低下した」、という認定からは、「賃金の回復」の原資は企業の「内部留保」に求められるべきであるという示唆さえうかがうことができる。ちなみに、この時点での佐藤委員の試算によれば、デフレ克服のために必要な賃金上昇率は4%程度というものであった。

くりかえしになるが、これは、総裁・副総裁とともに政策委員会委員として日本銀行の金融政策の最終決定にかかわる6人の現職の審議委員のうちの1人、それも実務界出身の1人による発言にはかならない。

2番目は、吉川洋東京大学教授の記述である。同教授は、小泉純一郎内閣時代の経済財政諮問会議の民間議員であった。同教授は、近著『デフレーション』（日本経済新聞出版社、2013年）のなかで、次のように論及する。すなわち、「1990年代後半、大企業を中心に、高度成長期に確立された旧来の雇用システムが崩壊したことにより、名目賃金は下がり始めたのである。そして、名目賃金の低下がデフレを定着させた。／なぜ日本だけがデフレなのか、という問いに対する答えは、日本だけで名目賃金は下がっているからだ、ということになる」（212ページ）、と。

これは、みずからが小泉内閣時代に労働市場の規制緩和の推進役を務めた元経済財政諮問会議の民間議員による記述である。

最後は、黒田総裁自身の発言である。同総裁は、5月23日の記者会見のなかで、次のよう

に論及する。すなわち、「2%の『物価安定の目標』は、消費者物価の前年比上昇率が2%という水準に達することを目標としています、その持続的な達成は、賃金や雇用も改善する、いわば生産・所得・支出のバランスがとれた改善が続かなければ容易ではないと思います」、「現在、雇用が改善しつつあることはかなりはつきりしていますが、賃金は、ボーナスや所定外賃金が改善しても所定内賃金が上がっていない状況にあります」、と。

ここでは、「2%の『物価安定の目標』の持続的な達成」のためには、「賃金の改善」が必要である点まではともかくも承認されている。それでは、一歩進んで、「2%の物価安定の目標を、2年程度の期間を念頭に置いて、できるだけ早期に実現する」ためにも、「賃金の先行的な改善」が必要であることを、なぜ承認しないのであろうか。まさに、黒田総裁の論理的首尾一貫性が問われるところである。

さて、問題をこのように整理するならば、デフレの真の原因はどこに求められるべきかという質問にたいする回答はもはや与えられたも同然であろう。すなわち、デフレの真の原因は1990年代末以降の賃金の切下げにある、と。

## 5 結論

以上の考察から導き出される本稿の結論は、以下のとおりである。

第1に、デフレは貨幣的現象とは呼べない。したがって、デフレを克服するうえで、金融政策の能力にはおのずから限界がある。

第2に、デフレの真の原因がこの間の賃金の切下げに求められるとするならば、デフレ克服の道は、その逆に、賃金の引上げに求めなければならない。その際、トリクルダウン——水滴がしたたり落ちるように、企業収益の改善が先行的に実現されれば、それがその後の雇用・賃

金の改善を導くという考え方——待ちか、まず賃上げありきかという点が問題になるが、後者が断然正しい解決策である。トリクルダウン論は、2000年前後から財界筋によって唱えられてきたものであるが、今日までついに実現をみることはなかった。

第3に、「2%の物価安定の目標」というインフレ・ターゲティングに代えて、賃上げターゲティングを採用すべきである。賃上げターゲティングの目標値は、15兆円と称されるデフレ・ギャップ——デフレを克服するために必要とされる追加的需要増加額——を考慮するならば、さしあたり3~4%程度が適切であると判断される。

第4に、賃金の引上げのための原資に不足はない。270兆円におよぶ大企業の内部留保、225兆円におよぶ企業の現預金の一部を活用するだけでことは解決される。

第5に、賃金の切下げという個々の企業の「合理的」な活動が、労働者総体による有効需要の不足をつうじて、日本経済をデフレに陥れるという、いわゆる合成の誤謬に鑑みて、賃上げターゲティングの推進にあたっては、個々の企業の行動もさることながら、政治家や経済団体首脳が積極的にその旗振役を果たす必要がある。現状では、わが国の経済団体首脳の言動と活動はいかにも狭量にすぎるとしかいいようがない。

最後に、デフレからの脱却が最優先課題であるとすれば、日本銀行は「2%の物価安定の目標」にこだわるべきではない。

(たてべ まさよし・中央大学教授)

# 財界と「自民党改憲草案」が仕掛ける 社会保障解体戦略

三成一郎

安倍首相は、政権交代後初の施政方針演説（13・2・28）で「世界で一番企業が活躍しやすい国」をつくと宣言、そのために「企業活動を妨げる障害を解消する」と意気込んだ。ここである「障害を解消する」とはなにか。安倍内閣がその後に立ちあげた「経済財政諮問会議」、「産業競争力会議」、「規制改革会議」（これらの「会議」には大企業経営者が多数参加）などでの議論・答申（6月14日閣議決定）で明らかに、それは賃金抑制・解雇自由化などの雇用破壊であり、社会保障費・税負担の軽減、規制緩和による市場拡大など、財界・大企業がいっそうの繁栄をとげるうえでの「障害」を取り除くことである。さらに原発再稼働・輸出、消費税増税、TPP（環太平洋連携協定）参加なども、財界のかねてからの要求であり、これらが実現しなければ雇用も社会保障も責任が持てない、日本から出ていくと脅しをかけている。安倍内閣は秋の臨時国会を「成長戦略実行国会」と位置づけ、「産業競争力強化法案」などの提出準備をすすめる、財界への満額回答、究極の「大企業中心政治」に突き進もうとしている。これは裏を返せば「世界で一番労働者・国民が人として生きにくい国」をつくるということにはほかならない。平和的生存権を希求する99%の正義の要求か、日本を「亡国」に導く1%の強欲か、財界に追従して暴走する安倍内閣とのたたかいはいよいよ先鋭化せざるをえない。

本稿では安倍内閣の社会保障解体方針に焦点をあて、前代未聞の社会保障改悪が国民にどんな苦難をもたすか、さらに「自民党改憲草案」と社会保障解体との関係を検証することとした

い。最後に、社会保障解体を阻止するたたかいの高揚に向け、安倍内閣との対決軸となるいくつかの論点を整理するものである。

## 1 前代未聞の社会保障解体で国民の暮らしはどうか

自民党は先の参議院選挙公約で、社会保障について「『国民会議』の審議等を踏まえて必要な見直しを行う」というだけで、この問題でも国民に信を問うことなく選挙戦を終えた。「国民会議」とはなにか。昨年8月、民自公3党が消費税増税法案とセットで成立させた「社会保障制度改革推進法」にもとづいて設置された「社会保障制度改革国民会議」のことである。「推進法」は、社会保障を「自助と家族の助け合い」とであると決めつけ、社会保障給付費の削減に法的拘束力を持たせた、いわば社会保障解体法である。まさに生存権の露骨な否定を目的としたものであり、これ自体が憲法違反の法律である。「国民会議」（委員15名）はこの目的を遂行する任務を持って議論を重ね、8月6日、安倍首相に「最終報告書」を提出した。内容は「解体法」の名にふさわしく、給付削減、負担増の目白押しである。あらたなたたかひの構築が求められる情勢を迎えている。

### （1）生活保護改悪と年金「特例水準」の解消を突破口として

「国民会議」の答申に先駆けて、安倍内閣は生活保護制度改悪と年金額の切り下げを社会保障解体の突破口と位置づける。

**生活保護**——参議院選挙が終わるとすぐに、保護費引き下げの非情な通知が役所からいっせ



いに受給者世帯に送付された。13年8月1日から3年間かけて段階的に生活扶助基準（生活費）を、総額で670億円、平均6.5%も引き下げという内容である。受給者の96%に被害がおよび、削減額、被害規模ともに戦後最大である。子育て世帯への影響はとりわけ深刻で、2015年度には、13年7月までと比べて10%減、年間24万円の減額となる世帯もある。保護基準は国が定める事実上の最低生活ラインであり、最低賃金、就学援助、保育料減免、住民税非課税額など38の低所得者対策に連動する。保護費引き下げは国民生活全体の「底」を壊し、格差、貧困の歯止めをなくすものである。全国でいっせいに不服審査請求による反撃が開始されようとしているのは当然である。生活保護費の削減に反対するたたかいを、労働者・国民共通の課題として取り組まなければならない。

さらに重大なことは、安倍政権が先の国会で廃案になった「生活保護法改正案」と「生活困窮者自立支援法案」を秋の臨時国会に再提出し、早期成立をねらっていることである。

「生活保護法改正案」は、申請時にあらたに多くの書類提出を義務づけ、家族・親族への扶養義務を強化することで、申請を萎縮させ、低所得者を保護から遠ざけようという内容である。これまで違法としてきた「水際作戦」（自治体の窓口で申請書を渡さないで追い返すなどの行為）を、政府が追認、合法化するものである。

「生活困窮者自立支援法」は、「働ける年齢層」を「支援」と称して、保護の受給開始後3カ月から半年の間に「低額であっても一旦就労」させるよう指導し、保護費の節約を図ろうという露骨な保護費削減策である。これが労働力の安売り競争を巻き起こし、雇用の質をいっそう劣化させ、ひいてはブラック企業を広げる環境づくりとなることは明らかである。恩恵・救貧法的政策への逆戻りであり、政治の腐敗、政権党

の末期症状を示すものといわざるをえない。

**年金額の引き下げ**——安倍内閣は、据え置きとなっている過去の物価下落分を、「特例水準」解消と称して、13年10月（12月支給分）から3年間で合計2.5%の年金削減に手をつけようとしている。児童扶養手当もこの10月から3年間で1.7%引き下げる。政府の言い分は、物価が下がっているから「もらいすぎ」というが、物価下落の最大要因はデジタルカメラやパソコンなどの電機製品の値下げによるもので、税金や国保料、介護保険料などはいくら増えても消費者物価指数に反映されない。高齢者の生活実態とおよそかけ離れた幻の数字（2.5%）で1兆3000億円もの年金削減を強行することは許されない。

## （2）「国民会議」最終報告書にみる社会保障解体提言

最終報告書（以下、「報告」）は総論と各論に分かれ、総論は「持続可能な社会保障を構築していく」ためには「徹底した給付の重点化・効率化が求められる」と強調。さらに「公的制度への依存を減らす」ために「自助努力」を国民に迫っている。経団連はこれより前に「給付の効率化・重点化」に向けた、給付減、負担増を内容とする19項目の具体策を提言（「財政健全化と効率的な財政運営に向けて」13・5・27）しているが、総論、各論とも財界の主張をそっくり受け入れたものであることが最大の特徴である。「国民会議」ではなく、「財界会議」とでも名乗るべきである。安倍政権は「報告」に沿って、秋の臨時国会に具体策の実施時期を記したプログラム法案を提出すべく、その骨子を閣議決定した（10月21日）。14年以降に順次法制化する構えである。

ここで注意を喚起したいことは、社会保障解体が「国民会議」だけで議論、検討されているわけではないということである。冒頭に述べた

「経済財政諮問会議」、「産業競争力会議」、「規制改革会議」などはもちろん、さらには「財政審議会」、TPP 参加もからみ、財界中心政治の実現のために、大仕掛けがつくれ、雇用とともに社会保障が生贄にされようとしていることである。以下、具体化が始まる給付減、負担増のメニューを概観しておくこととしよう。

**【医療】** → 大病院への「フリーアクセス」を制限、紹介状のない患者にあらたな定額負担制度を創設（「会議」では1回1万円の意見も）。病院から在宅への「移動」策を強化し、入院日数を短縮する。70～74歳の患者負担は現在の1割を2割に引き上げる。14年4月以降に70歳になる人から対象となる見通し。入院時の給食の患者負担を引き上げる。国保の運営主体は17年度末までに市町村から都道府県に移管、現在の市町村国保への財政支出をやめさせる方向（国民会議）。（注：厚労省は、都道府県への移管によって市町村の財政支出がなくなれば、国保保険料は最大で一人平均3万9000円の値上げになると試算）。そのほか、風邪は窓口7割負担、「少額」の治療費は全額負担に。75歳以上も2割負担に引き上げるなども議論されている（産業競争力会議）。市販薬のネット販売解禁、混合診療解禁（公的保険の診療範囲縮小）による日米保険会社の参入、医療機関への株式会社参入など、医療をビジネスチャンスと位置づけ、具体化する議論もすすんでいる（規制改革会議、TPP など）。

**【介護】** → 「軽度」（要支援1と2）の約150万人（26％）を介護保険から外し、市町村の裁量でおこなう地域支援事業＝「地域包括支援事業」（仮称）に移行する。特養ホームへの入所は「重度者」に限定する。「高所得者」の利用料を2割負担に引き上げる、ディサービスの「重点化」で削減を提言（国民会議）。その他、現在無料のケアプラン有料化にも警戒が必要。

**【年金】** → 受給開始年齢のさらなる引き上げを中長期的課題とし、検討作業を速やかに開始するよう提言。（注：報酬比例年金は2025年までに65歳支給にする計画が進行中だが、これに続けて68歳ないし70歳まで引き上げる改悪が狙い）。支給額を減らす「マクロ経済スライド」を毎年必ず実施するよう答申。（注：「マクロ経済スライド」は小泉政権下の2004年に、賃金、物価が上がることを前提に創設され、前年の物価上昇率から「少子化」と「高齢化」による影響率（04年当時の調整率は年0.9％）を差し引く年金額の自動減額システムである。しかし、経済失速で物価下落が続き一度も発動されていない。国民会議が「毎年必ず実施する」と答申したことは、デフレ下でもこの仕組みを採用するという意で、仮に前年の物価が下落した場合は、調整率を加算して年金額は減額されることになる）。「高所得受給者」の年金削減、年金等控除の見直しで課税を強化することも提言。

**【子育て】** → 「子ども・子育て新システム」と「待機児童解消加速化プラン」を推進するよう提言。（注：「子ども・子育て新システム」は15年4月から本格実施することが決まっており、保育料は所得ではなく保育時間に応じて支払う、応益負担が導入される。安倍政権は保育所を「成長戦略」の目玉政策と位置づけ、認可保育所への株式会社の参入を促す通知を13年5月5日付で送付した。公的保育の解体、営利化推進を加速するものである。「待機児ゼロ宣言」をした横浜市は、「育児休業中」、「自宅で求職中」を待機児童数から外し、しかも新設の6割は株式会社が占める。これが「ゼロ」の中身である。横浜市の事業収入総額に占める人件費の割合は社会福祉法人が7割台に対して、株式会社運営の保育所は5割台である（「赤旗しんぶん」13・8・9付）。この「横浜方式」を全国に広げようというのが「待機児解消加速化

プラン」の中身であることをみておかねばならない)。

## 2 「自民党改憲草案」が仕掛ける社会保障解体の構図

負担増と給付減を満載した社会保障解体の全体像は、国民生活に壊滅的打撃を与える前代未聞の政治犯罪といっても過言ではない。それにしても社会保障解体に突き進む安倍首相の反動的エネルギーはどこからくるのか。憲法改悪への執念、「自民党改憲草案」に込められた思想、理念と通底しているとみて間違いはあるまい。

「自民党改憲草案」(12年4月27日決定)の最大の狙いが、戦争放棄・戦力不保持を定めた憲法第9条を全面的に解体し、日本を「戦争する国」へとつくり変えることにあることは、国民に広く知られつつある。しかし、「改憲案」が、軍国主義復活の諸規定とともに、平和的生存権を否定し、基本的人権を大幅に制約する条項を盛り込んでいることは、まだ国民共通の認識となりにえていないように思える。9条改悪とともに、この点もいくら注意を喚起、啓蒙してもしすぎることはないものと痛感する。

「改憲案」は、憲法前文にある「平和のうちに生存する権利を有する」という文言を削除、基本的人権についても、現行97条の永久不可侵条項を削除、「改憲案」第12条で「自由及び権利」は、「公益及び公の秩序に反してはならない」と、人権の上に「公益・公の秩序」をおくことを宣言している。「公益・秩序」が優先される社会では、国民の権利および集会、結社、言論、出版など一切の表現の自由は、権力者の裁量に委ねられることになる。戦争と人権蹂躪がメダルの裏表であることは第二次世界大戦の痛苦の体験である。「改憲案」の全面的な批判は専門家にまかせるとして、ここでは、以下、社会保障解体が自民党の「改憲案」でどのよう

に仕掛けられているかという角度から検証することとしたい。

第1は、国民に自助・共助の精神を押し付け、社会保障に対する国の責任を後退させることで、生存権保障の土台を解体する法的根拠をおいたことである。すなわち、「改憲案」は現憲法前文をすべて削除し、「家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する」という文言を明記、さらに24条1項に「家族は、互いに助け合わなければならない」という条文を新設している。この点について、「改憲案 Q&A」(Q3)は、「自助、共助の精神」をうたったものと説明。また、同Q16では、党内議論で「親子の扶養義務についても明文の規定を置くべきである」という意見があったが、24条1項の規定を置いたことから採用しなかったと説明、「家族の助け合い」が「親子の扶養義務」を含むものという認識を示している。「改憲案」は現憲法25条(生存権保障と国の責任)を残してはいるものの、国の責任より自助・共助が優先するという立場であり、25条の事実上の死滅化をねらったものであることは明らかである。秋の臨時国会に再提出を狙う生活保護法改悪案は明らかに「改憲案」の先取りであり、「改憲案」の非人道的な性格をあらためて浮き彫りにするものである。

第2は、「財政の健全化確保」の規定を新設し、財政事情からも社会保障解体をすすめる仕掛けをつくろうというものである。すなわち、「財政の健全性は、法律の定めるところにより、確保されなければならない」(83条2項)という条文である。これは社会保障と財政事情を天秤にかけて、「財政の健全化確保」が生存権保障に優先するというメッセージである。また、「第83条第2項の規定は、地方自治にも準用する」(96条3項)とあり、地方自治体でも財政事情次第で社会保障が解体される仕組みがつくられようとしている。

第3は、道州制導入（統治機構改編）によって社会保障解体の道筋をつくろうとしていることである。「改憲案」は、「地方自治体は、基礎地方自治体及びこれを包括する広域地方自治体とすることを基本とし、その種類は法律で定める」（93条1項）と規定。「改憲案 Q&A」（Q31）は、「道州はこの草案の広域地方自治体に当たり、この草案のままでも、憲法改正によらずに立法措置により道州制の導入は可能である」と説明している。

道州制とは、都道府県を10程度の「広域地方自治体」＝「道州」につくりかえ、さらに、いまある約1700の市町村を300程度の「基礎的自治体」に再編する構想である。国は外交、軍事、司法等に専念し、「道州」は道路、港湾等インフラ整備など、「企業が一番活躍しやすい」国づくりの役割を担う。かくて社会保障、教育条件の整備などに対する国の責任は投げ捨てられるという仕組みである。「住民に身近な行政を自主的、自律的かつ総合的に実施すること」（「改憲案」92条1項）の名のもとで、社会保障の仕事は「基礎的自治体」に押し付けられることになる。「道州制」もまた、社会保障を犠牲にして、財界・大企業に奉仕するための統治機構改編であり、「究極の構造改革」といわれる所以である。

### 3 たたかいの対決軸となるいくつかの論点

「自民党改憲草案」には何重もの社会保障解体の仕掛けがつくられ、先取りも含めて「改憲案」の精神に沿って順次連続改悪が実行に移されようとしている。社会保障解体と憲法改悪に反対するたたかいを一体のものとして取り組むことの重要性が増している。

次に「国会会議」提言や「改憲案」などで強調されている社会保障解体の理由、根拠にかか

わって、たたかいの対決軸となるいくつかの論点を整理しておきたい。

第1は、社会保障を「自助・共助」と規定し、国・大企業の責任を免罪することの決定的な誤りについてである。資本主義は、もともと利潤第一主義と弱肉強食を特徴とした社会である。努力すれば誰もが報われる社会ではなく、ほんらい「自助・共助」が通用しない原理を内包する社会である。生存権は、「貧民は資本主義的生産の「空費」（資本論）とみなす資本家と対峙し、労働者の長年にわたるたたかいによって、「自助・共助」の限界を認めさせ、資本主義の「修正」を余儀なくさせた成果、獲得物である。「空腹の自由」から「人間に値する生活」保障へ、これが歴史の流れである。それは憲法25条に結実しているとおりである。

しかし、現実には深刻である。職を奪われ、家もなく、家族にも頼れず、夜をさまよう若者も後を絶たない。非正規労働者（男性）の70％は「収入が少なく結婚できない」（「35歳1万人アンケート」NHKで09年5月放映）、35～44歳の6人に1人、295万人は未婚のまま親と同居（総務庁調査）、「脱法ハウス」への入居者の激増など、深刻な社会現象が広がっている。現実には憲法とあまりにも乖離している。このような人たちを、「自己責任」で突き放すことができないのは自明の理であろう。「自己責任」などと決めつけ、社会保障解体提言を出す前に、だれがこんな社会をつくったか、自分たちはいま何をしようとしているかを、胸に手をあてて考えるべきではないのだろうか。

第2は、「報告」が、現行の社会保障は「給付は高齢者世代中心、負担は現役世代中心」という認識を披歴、「能力に応じて支え合う制度」への転換を提言していることである。これは平たくいえば、高齢者は給付が厚く、負担が少ないから、高齢者の給付を減らし、負担を増やす

ということである。肝心なことは、高齢者への給付が「人間の尊厳に値する生活」の水準になっているかどうかの検証である。例えば、国民年金は平均月額5万円余にすぎず、低所得の高齢者は1000万人を優に超える。まず現状認識が間違っている。

さらに、「報告」は「高所得者」の介護利用料引き上げ、年金額の削除、課税強化を提言しているが、「高所得者」とはどの程度か。報道（「東京」13・8・3付）によると、境目は夫婦所得が計300万～400万円になりそうだという。これでは国民同士の負担調整であり、行き着く先は総貧困化への道である。応能負担というなら、庶民のポケットの右か左かではなく、大企業、大資産家に相応の社会的責任を求めることである。水平型再分配ではなく、垂直型再分配に切りかえてこそ、財源も確保され、国民生活の底上げが可能になるということである。「報告」にはこの視点が完全に脱落している。

第3は、「持続可能な社会保障」のためには改悪もやむをえないという言い分への反論である。まず、「持続が困難」というならその原因の解明が必要であろう。わが国の社会保障の中核を担う社会保険は、もともと正規労働者を前提としてつくられた制度である。しかし、いまや非正規労働者は2000万人を超え、雇用者全体に占める割合は4割に迫る（総務省：2012年就業構造基本調査）。これが相次ぐ労働法制的規制緩和、雇用破壊によるものであることはすでに明白である。非正規労働者の激増は低賃金、少子化を加速させ、社会保障の収入と支え手を減らし続けている。低賃金も少子化も自然現象ではない。財界・大企業優先政治の結果であることから目を背けることは許されない。「持続可能な社会保障」というなら、一極に集中した「富」の一部を雇用改善につぎ込み、貧困層の8割を占めるワーキングプアをなくす手立てを

とることが急務である。現実には目を向けなければかりか、安倍内閣は「成長戦略」の名で、解雇の自由化、労働者派遣法改悪などさらなる雇用破壊に手をつけようとしている。まさに人間が人間らしく生きていけない社会をつくることであり、人類の歴史へのあからさまな冒涇である。安倍内閣の暴走をとめなければならない。

この数年、欧州各国で経済・財政危機への処方箋とされる緊縮政策への反対運動が強まり、すでに11の国で政権交代が起きている。増税、社会保障・雇用破壊に反対する労働者・国民の反撃は、緊縮一辺倒から「成長と雇用」路線へと舵を切る流れを生みだしている。ILO「世界労働リポート2012年版」は「『緊縮の罟』（緊縮は政府財政に悪影響をもたらし、さらに緊縮策を必要とすること）からいかに抜け出すか」と題して、「社会保障の充実による貧困・格差軽減」を提唱。税制でも「生産に投資しない企業に重く、雇用創出に投資する企業に軽く課税」するよう主張している。世界の流れに任せて日本政治状況は異常である。欧州の変化をつくりだした底流に、①富は労働者がつくる、②労働力の安売りはしない、③金融、債務危機は労働者の責任ではない、といった労働者・国民の確固たる信念があるように思う。これに対して、日本の財界は「日本の労使関係は世界に誇るべき、かけがえのない財産である」（「経営労働政策委員会報告」13・1・21）とうそぶいている。支配者が押し付けるイデオロギーを打破する努力こそ欧州から学ぶべき最大の教訓であると確信する。（2013年8月31日記）

（みなり かずお・会員・社会保障問題研究者）

# アベノミクスと社会保障

日野秀逸

## はじめに

本稿が主に論ずるのは、アベノミクスが社会保障とどのような関係にあるか、である。しかし、現今の社会保障は、2012年の「税・社会保障一体改革関連諸法」、2012年自民党改憲草案、アベノミクス、そして8月5日にまとめられた「社会保障改革国民会議報告」によって規定されている。それぞれの政策文書が、役割を分担しつつ、重層的・総合的に社会保障の反憲法的大改悪を進めているのである。したがって、議論の展開に必要な限りで、それぞれについても言及をする。

## 1 「3党合意」と「社会保障制度改革推進法」

現在の社会保障をめぐる状況は、直接的には、2012年の税と社会保障改革に関する自公民「3党合意」と、それに基づく「社会保障制度改革推進法」によって規定されている。筆者は、「戦後日本の社会保障と財界戦略」(労働総研編『社会保障再生への改革提言』新日本出版社、2013年)において、これらが作られた経過と政策的批判および財界が主導的役割を果たしたことをスケッチした。「社会保障改革推進法」は、自民党の「今後の社会保障に対するわが党の基本的考え方(骨子案)」(2012年5月15日)を下敷きにしている。「基本的考え方」の総論部分を確認しておく。

(1)「自助」、「自立」を第一とし、「共助」、さらには「公助」の順に政策を組み合わせ、負担の増大を極力抑制する中で、真に必要とされ

る社会保障の提供を目指す。

(2) 家族による「自助」、自発的な意思に基づく「共助」を大事にする制度を。家族の力の喪失を背景に、子育てなどの社会化が一層進められようとしているが、家族内の精神的、経済的、物理的な助け合い、すなわち「家族力」の強化により「自助」を大事にする方向を目指す。また、自発的な意思に基づく「共助」を大事にし、その力が十分に発揮され得る社会を構築する。

(3) 公費負担の在り方と社会保険制度の見直し

これからの公的負担を支える財源は、①社会保障は広く国民全体が恩恵を受けるものであること、②社会保険料が概して収入に基づき負担するものであり、所得税と同様の経済効果をもたらすことなどを踏まえ、消費に基づき負担する消費税を中心にする。

以上のように、「公助」にも触れてはいるが、本人と家族による自助をこの上なく強調し、ボランティア的な共助を補完役としている。個々人を社会の単位とする方向は、歴史的に覆しようがないのに、各種の生活問題への対応を、一層の社会化(=憲法第25条に具現化されている)ではなく、「家族力」を頼りにするという社会保障アナクロニズムである。財源では、結局のところ、所得税と社会保険料を従とし、消費税を主とすることが打ち出されている。

## 2 自民党改憲草案と社会保障

わが国の社会保障は、憲法と関わりが深い。特に、「平和的生存権」の主要内容として「健



康で文化的な生存」の保障を位置づけている。したがって、憲法をどのように捉えるのかによって、社会保障の位置づけと、具体的政策は大きく変わる。自民党は2012年4月27日に「日本国憲法改正草案」(以下改憲草案)を発表した。この上に立って、「今後の社会保障に対するわが党の基本的考え方」が作られたのである。

### (1) 平和的生存権を放棄

改憲草案は、前文から平和的生存権を削除した。現行前文では、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」としている。前文のこの部分は、第25条をはじめとする生存権規定を導くものである。改憲草案では現行前文を全て削除し、「家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する」に変更した。『自由民主党改憲草案Q & A』(自由民主党憲法改正推進本部、2012年10月発行)では、「国民は国と郷土を自ら守り、家族や社会が助け合って国家を形成する自助、共助の精神をうたいました」(5頁)と解説している。まさに、「社会保障制度改革推進法」に現れた社会保障に関する復古的理念そのものが、改憲草案に盛り込まれている。

### (2) 基本的人権の変質を

現行11条、12条、13条、97条に関わる、基本的人権の性格については、改憲草案12条で、「国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない」と規定した。「公益」とは、つまるところ「お上の利益」であり「公の秩序」とは、「お上が認める秩序」である。基本的人権は、権力の許可する範囲内の「権利」へと変質している。

### (3) 自助・互助を強調

改憲草案は第25条に手をつけていない。しかし、前記の前文をはじめ随所で、国民の生存

権と国の責任を否定している。改憲草案第24条では、新たに第1項を起し、「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない」と規定する。社会保障との関係では、家族が自助・共助の「自然かつ基礎的な単位」として作動する危険性が高い。『Q & A』16頁では、論議の過程で「親子の扶養義務についても明文の規定をおくべき」との意見が出たことを紹介し、扶養義務は「家族は、互いに助け合わなければならない」という規定に含まれていると解釈している。

安倍政権になってからの生活保護攻撃の内容に、「扶養義務者の責任追及」が挙げられるが、改憲草案第24条第1項は、この攻撃に憲法的根拠を与えることになる。

### (4) 国の責任を自治体へ丸投げ

改憲草案第92条に、第1項を新設し、「地方自治は、…住民に身近な行政を自主的、自立のかつ総合的に実施することを旨として行う」と規定した。社会保障に関わる責任は、「住民に身近な行政」を口実に、もっぱら地方自治体に押しつける危険性がある。「自立のかつ総合的に」という規定には、国の手を借りずに、「住民に身近な行政」の最たるものである社会保障を、地方自治体が「自主的」に行えという主張が隠されている。現行第25条第2項の社会保障に対する国の責任を免除し、地方自治体に責任を転嫁する論法が埋め込まれている。

### (5) 社会保障削減と負担増を憲法で

第83条に第2項を新設し「財政の健全性は、法律の定めるところにより、確保されなければならない」と規定した。「財政の健全性」を憲法上の要請とすることによって、歳出削減をより強力に進めることが可能になる。『Q & A』25頁では、「財政の健全性を初めて憲法上の価値として規定しました」と誇っている。「医療、

年金、介護、社会保障が日本をつぶす一番重要な原因だ」(橋下維新の会代表代行 2012 年 11 月 19 日大阪府内で) などという政治家たちが、国政への影響力を発揮する現状を見れば、「財政健全化」条項は、社会保障切り捨てや、消費税の大幅再引き上げのような、国民負担の大幅な増大を容認する根拠になりかねない。

### 3 「社会保障改革国民会議」報告

2012 年成立の「社会保障制度改革推進法」に基づいて「社会保障改革国民会議」が設置され、8 月 5 日の第 20 回会議で、報告書をまとめ、翌 6 日に政府へ提出された。詳細の検討は別途行いたい、ここでは、総論部分の問題点を指摘するにとどめる。

#### (1) 会長メッセージ

冒頭に、清家篤会長の「国民へのメッセージ」が置かれている。清家は、福沢諭吉の「学者は国の奴隷なり」を引いている。「奴隷とは雁の群れが一心に餌を啄ばんでいるとき一羽首を高く揚げて遠くを見渡し難にそなえる雁のことで、学者もまた『今世の有様に注意して(現状を冷静に分析し)、以って後日の得失を論ずる(将来にとって何が良いかを考える)』役割を担う、という意味です。私たちもまた、社会保障の専門家として、社会保障制度の将来のために何が良いかを、論理的、実証的に論議してまいりました」と言うのである。論議の結論は、「社会保障制度の持続可能性を高め、その機能が更に高度に発揮されるようにする。そのためには、主要な財源として国・地方の消費税収をしっかりと確保し、能力に応じた負担の仕組みを整備すると同時に、社会保障がそれを真に必要としている人たちにしっかりと給付されるような改革を行う必要があ」るというのである。

国民を導く責務を持つ学者が論議した結論である、消費税増税、給付の効率化・削減を、あ

りがたく受け入れろという説教である。

#### (2) 憲法が一度も出てこない

本稿 2 章で、社会保障と憲法には深い関係があることを述べた。「国民会議報告」には、一個所も憲法は出てこない。この事実、この報告の特質が現れている。憲法に立脚した社会保障を論ずるのではないということである。

#### (3) 民主党の枠は無視

報告は、「2008(平成 20)年の社会保障国民会議以来の社会保障制度改革の議論については、2 回の政権交代を超えて共有できる一連の流れがある。国民会議においては、こうした議論の流れを踏まえつつ、平成 24 年 2 月 17 日に閣議決定された社会保障・税一体改革大綱その他の既往の方針のみにかかわらず、幅広い観点に立って、改革推進法に規定された基本的な考え方や基本方針に基づき、社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議することをその使命としている」と述べている。民主党政権時代に設置された審議機関であるが、民主党の縛りは受けない、ということである。

#### (4) 社会保障を自助、互助中心と強弁

報告は、「日本の社会保障制度は、自助・共助・公助の最適な組合せに留意して形成すべきとされている。これは、国民の生活は、自らが働いて自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持するという『自助』を基本としながら、高齢や疾病・介護を始めとする生活上のリスクに対しては、社会連帯の精神に基づき、共同してリスクに備える仕組みである『共助』が自助を支え、自助や共助では対応できない困窮などの状況については、受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う公的扶助や社会福祉などの『公助』が補完する仕組みとするものである」[この『共助』の仕組みは、国民の参加意識や権利意識を確保し、負担の見返りとしての受給権を保障する仕組みである社会保険方式を基本とするが、

これは、いわば自助を共同化した仕組みであるといえる」。

言うまでもないが、憲法第 25 条は無視される。「健康で文化的な最低限の生活」を保障する国の義務は、完全に飛んでしまっている。また、社会保険と私保険の区別がついていないのも大問題である。言うまでもなく、日本の社会保険（公的保険）は、社会保障の一環であり、「自助の共同化」などではない。

厚生省や厚生労働省と関わりの深い社会保険研究所から、『社会保険のてびき』が 1963 年以来刊行されている。そこでは「社会保険の特色」という項目が設けられ、日本の社会保険の特色として、次の 5 点を挙げている。①勤労者の相互扶助を目的。「健康保険や厚生年金などの社会保険は、この相互扶助の精神を社会的に制度化したものです」②勤労者の福祉をはかる。「社会保険は、企業内福祉のワクをこえて、大多数の企業に強制適用されており、事業主は、従業員とともに保険料を負担し、その納付・加入手続などの義務を負っています」③国が責任をもって運営「国民の生活を保護し、福祉をはかるために、国は法律で社会保険制度をつくり、保険者となって、費用の一部を負担し責任をもって運営しています。健康保険組合・厚生年金基金なども、国が最終的な責任を負っています」④法律で加入義務「社会保険は民間の保険とちがい、勤労者個人や事業主が自由に契約し加入するものではなく、法律で加入を義務づけられており、その意志に関係なく、事業所単位に加入しなければなりません」⑤所得に応じて負担、必要に応じて給付する「社会保険は、民間の生命保険・損害保険などと異なり、所得に応じて保険料を負担し、必要に応じて給付をうけるのが原則です」（『社会保険のてびき』2008 年版、10 ページ）。

特に③国の責任と⑤応能負担・必要に応じた

給付の原則は、これからの社会保険のあり方を示す積極的な原則であり、国民健康保険や国民年金等の公的保険にも適用されるべき原則である。

この観点から言えば、国民会議報告が、社会保険は「自助の共同化」と強弁するのは、従来からの政府側の説明とも矛盾するものである。

#### （５）垂直的所得再分配機能と企業の負担責任が出てこない

報告は、「子育ての不安、高齢期の医療や介護の不安、雇用の不安定化、格差の拡大、社会的なつながり・連帯感のほころびなど、国民のリスクが多様化するとともに拡大している。こうしたリスクやニーズに対応していくためには、社会保障の機能強化を図らなければならない」と言う。ところで、社会保障には垂直的所得再分配機能がある。報告では、「税制や社会保障制度を通じて、負担できる者が負担する仕組みとするなど所得再分配機能をも強化」というくだりがあるが、もっぱら世代間の再分配が強調されるのである。

社会保障の機能強化のために、「自助努力を支えることにより、公的制度への依存を減らす」ことや、「負担可能な者は応分の負担を行う」ことによって社会保障の財源を積極的に生み出し、将来の社会を支える世代の負担が過大にならないようにすべきである」とも言われる。

「これまでの『年齢別』から『負担能力別』に負担の在り方を切り替え、社会保障・税番号制度も活用し、資産を含め負担能力に応じて負担する仕組みとしていくべきである」という場合も、最も負担能力の高い大企業は、言及すらされていない。大企業は聖域である。政治献金の場合には、法人は社会的存在だから献金も当然可能だと主張するのに、社会保障負担になると、大企業を逃がしている。応能負担という点では、負担可能な最たるものが大企業である。

報告全体として、大企業の社内留保は一個所も出てこない。

#### （6）政策の責任が問われない

報告の特徴は、さまざまな社会保障に関する困難を、あたかも「運命」であるかのように、描いていることである。「社会保障支出が増える中、支え手である生産年齢人口は少なくなっていく、一方で、核家族化の進行や高齢世帯の増加、さらには夫婦共働きの増加により、家族や親族の支え合いの機能が希薄化し、また、都市化に伴う生活様式の全国的な浸透や人口の減少により、地域の支え合いの機能も低下していくことを免れない」と書いて、社会保障の困難を煽るが、ここに挙げられている諸要因は、財界・自民党の経済成長政策、国土政策、農業政策、産業政策、エネルギー政策によって政治的に作り出された状態である。このことについての自覚、認識が欠如している。

「高度経済成長期に形成され、安定経済成長期まで維持されてきた日本型雇用システムに代表される企業による生活保障機能についても、経済のグローバル化や経済の低成長に対応するために増加した非正規雇用の労働者については適用されず、これらの人々は企業の保護の傘から外れるといった状況になっている。雇用については、賃金や処遇の在り方を見直すことで、企業内の人材を育て、長期にわたって雇用する仕組みを維持しやすくすることが求められている」という記述も同様である。大企業の身勝手な雇用政策転換が引き金になったのに、ここでも、「事象」としてしか描かれず、因果関係、責任の所在は語られない。

### 4 アベノミクスと社会保障

異例の金融緩和、景気刺激のための財政出動、規制緩和をテコにした成長戦略（医療と農業などの株式会社による大規模営利化）がアベノミ

クスの3本の矢である。金融緩和は円安そして輸入品価格高騰をもたらしている。これ自体が、医療機関の経営を含めて、国民生活へ悪影響をもたらすものである。秋からも、物価上昇のラッシュが見込まれている。

#### （1）第4の矢は「一体改悪」強行と強化

アベノミクスの第4の矢を社会保障削減、第5の矢を消費税増税としてもよい。経済財政諮問会議（2013年2月28日）で、「緊急経済対策」による歳出増などに伴い、2012年度および2013年度は、国・地方の財政状況は悪化する、という見込みが示された。4人の民間委員は、財政の健全化のためにあらゆる分野での歳出見直しを進めるべきだと提言し、特に「今後2～3年は社会保障部門が歳出効率化の本丸」だと指摘し、具体的には、医療をはじめ社会保障給付削減を強力に進めることを強調した。「アベノミクス第4の矢」は社会保障削減である（『日本経済新聞』2013年2月17日）。

別の視点から言えば、社会保障の削減なしには、アベノミクスは成立しないということである。

#### （2）第3の矢「成長戦略」の主戦場は農業と医療

狭義の成長戦略である第3の矢では、農業と医療が名指しでターゲットとして挙げられている。内容は、営利化とグローバル化である。医療について言えば、日本の公的医療保険制度の弱体化と引き替えに、日本の先端医療を東南アジアや中東の富裕層向けに輸出（専門家、専門施設、専門設備、資金）するのである。当然ながら、国内の医療資源不足に拍車かけられる。

政府は6月12日に、産業競争力会議を開催し、成長戦略をとりまとめた。成長戦略は、6月14日の閣議で決定されている。その内容は、（1）大胆な金融政策（2）機動的な財政政策—に続く、安倍内閣の『3本の矢』の最後の1本にあ

たる。「日本産業再興プラン」「戦略市場創造プラン」「国際展開戦略」という3つのアクションプランを打出している。「戦略市場創造プラン」には、健康増進・予防サービス等の振興などで、2030年に国内で37兆円、海外で525兆円の市場を開拓することが盛り込まれている。

具体的な施策としては、次のようなものがあげられる。

- ①（医師法等の）関連規制グレーゾーンを解消するなどし、公的保険に依存しない新たな健康寿命延伸産業を育成する（25年8月末までに検討し、必要な措置を講じる）。また「次世代ヘルスケア産業協議会（仮称）」を設置し、民間サービスの品質確保に向けた枠組みを整備する。
- ②医療・介護・予防もICT化を徹底し、すべての健保組合に対し、レセプト等データの分析や、加入者の健康保持増進のための「データヘルス計画（仮称）」策定・公表・実施などを求める。また、糖尿病性腎症患者の重症化予防事業の横展開を26年度予算概算要求等に盛り込む。
- ③国が保有するレセプト等データ（NDB）を、国の補助金を受けている民間企業研究でも認めるなど、利活用を促進する。
- ④一般用薬ネット販売を認めるが、スイッチ直後品目（医療用から一般用へ転換して間のないもの）・劇薬指定品目については専門家による検討を行い、秋頃までに結論を出す。
- ⑤医療分野の研究開発の司令塔機能（日本版NIH）を創設し、一元的な研究を行う。
- ⑥先進医療の評価の迅速化・効率化を図り（最先端医療迅速評価制度〈仮称〉）、先進医療の対象範囲を大幅に拡大する（秋を目途に抗がん剤からスタート）。
- ⑦薬事法改正、再生医療等安全性確保法創設により、医療機器の民間第三者機関による認証拡大、再生医療の実用化促進環境整備などを実現

する。

- ⑧メディカル・エクセレンス・ジャパン（MEJ）を活用し、官民一体となって、日本の医療技術・サービスの国際展開を推進する。具体的には、2020年までに新興国を中心に日本の医療拠点を10カ所程度整備し、2030年までに5兆円の市場獲得を目指す。

- ⑨日本への医療ツーリズムを官民協力して拡大する（前記MEJが窓口）。

- ⑩質の高い介護サービスの安定的供給を目指し、社会福祉法人の財務諸表の公表を進めるとともに、法人規模の拡大や、地域医療介護連携のための医療情報連携ネットワークの普及・展開などを実施する。

- ⑪移乗介助、見守り支援など、安価で利便性の高いロボット介護機器の開発をコンテスト方式で進める「ロボット介護機器開発5ヵ年計画」を25年度から実施する。

- ⑫国家戦略特区（首相が主導する）において「外国人医師による外国人向け医療の充実」を図る。外国医師の医療行為の範囲を拡大し期間の延長も図る法案を今年度中に提出する。

## むすび

社会保障において問われているのは、憲法に立脚した平和的生存権の具体化である雇用・社会保障改善による人間的生活路線か、憲法違反の生存権否定・社会保障削減の「自公+α」勢力による非人間的生活路線かである。安倍政権は、衆参両院での自民党の圧倒的議席数に驕り、後者の路線を「暴走」しつつある。しかし、国民の要求は、国会での議席数とは、安倍政権の目論見とは、明らかに「捻れ」ている。労働運動と社会保障運動には、前者の大道を進むことこそが求められている。

（ひの しゅういつ・常任理事・東北大学名誉教授）

# 国民生活と日本経済を破綻に 追い込む消費税増税

堤 文俊

## はじめに 参議院選挙の結果から

7月21日投票の参議院選挙で、消費税問題はどうか扱われたか。安倍晋三首相は、最後まで消費税増税を争点とはせず、「秋の段階で増税の可否を判断する」と逃げの姿勢に終始した。このもとで国民世論は、選挙期間中も選挙後も、「消費税増税はやめよ」が圧倒的多数となっている。注目すべきは、自民党や安倍政権の支持層でも消費税増税の中止（「先送り」「5%の維持」）は、72.9%（「共同」）、67%（「毎日」）となっている。政府の内部からもこのまま消費税率を引き上げたら、日本経済に大きな打撃になる、「アベノミクス」そのものもうまくいかなくなくなるとの声が出だしている。安倍政権が、消費税増税に突き進むなら、この世論との矛盾はいよいよ深刻になる。

ただでさえ、自民党は盤石ではない。参議院選挙で議席は大きく増やしたものの、国民の審判で政権から転げ落ちた2009年総選挙の比例票と比較しても、35万票以上も少ないのだ。一方、安倍政権の暴走と正面から対決し、消費税増税に頼らない別の道を提案するなど、抜本的対案をしめした日本共産党が、改選3議席から8議席に大躍進した。当面国政選挙がなかったとしても、消費税増税を強行すれば自民党の支持基盤は、さらに大きく崩壊せざるを得ない。

## 1 消費税増税がもたらすもの

来年4月1日からの税率8%、2015年10月からの10%へ消費税の大増税は、暮らし、営業を破壊することはもちろん、日本経済と財政

にとっても「自殺行為」と言わざるを得ない。

### 〈暮らしにおそいかかる〉

国民の生活は現在でも大変な実態にある。1990年代の中盤以降、国民全体の所得水準が絶対的レベルで減少し、貧困層が広がっている。いくつか指標をみたい。

▼実収入は1997年をピークに下がり続けている。1997年～2011年に、年間102万円も下がった（総務省「家計調査年報」）。

▼一年間働いても200万円の年収しかないサラリーマンは1069万人で、4人に1人に（国税庁「民間給与実態調査」、2011年）。一年未満勤続の給与所得者を合わせると1788万人になる（同前）。

▼非正規雇用が2043万人に達し、雇用者に占める割合は38.2%におよぶ（総務省「就業構造基本調査」、2012年）。

▼生活保護の受給者数は1995年の88万2000人を底に増え続け、今年3月には216万1000人に達している（厚生労働省「福祉行政報告例」）。この生活保護受給者への給付を最大1割カットする悪政が、今年8月からはじまった。

このもとで、現在、「アベノミクス」による円安などによって生活必需品の物価が上昇する一方で、収入は増えていないのだ。「厳しい家計 潤う企業」「法人税減税 賃金に回らず」（「朝日」6月20日付）である。「アベノミクス」によって大企業が潤えば、いずれ家計に回る”というのは、まったくのでたらめであることは、この間の経緯をみれば明らかだ。『2012年版労働経済白書』は次のように指摘している。



「現金給与総額の推移をみると、1997 年にピークに減少が続いており、この間、戦後最長の景気拡大期である 2002 年から 08 年にかけてもほとんど増加はみられなかった。この時期においては、企業の売上高、経常利益とも、これまでの最高を更新する水準にまで増加したが、人件費については、1990 年代の水準を概ね下回る水準にとどまっていた」

その上に、消費税の大増税（13.5 兆円）と社会保障の大改悪などによる負担増・給付減（6.5 兆円）が覆いかぶさる。内閣府の試算では、2013 年と比べて年収 500 万円の 4 人世帯（40 歳以上の夫、専業主婦、子ども 2 人）で 33.8 万円の負担増になる。年収 300 万円の 40 歳未満の単身者で 11 万円の負担増になる。収入が増えないもとの、この負担にどのくらいの国民が耐えられるだろうか。

消費税の大増税が貧困層はもとより、いわゆる「中所得層」にもおそいかかる。GDP の 6 割近くをしめる個人消費を打撃することは、日本経済に重大な影響を与える。

### 〈中小業者の悲鳴〉

消費税増税は、日本経済の牽引車である中小企業・業者を存亡の危機に立たせる。消費の落ち込みによってモノが売れなくなることと合わせて、仕入れには容赦なく消費税が上乘せされても、販売価格に転嫁できないからである。

現在でも、中小企業・業者は身銭を切って消費税分を払っている。消費税は法人税とは違い、赤字でも払わなければならない税金である。中小企業 4 団体（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会）のアンケートには切実な声が寄せられている。

「現状の 5 % でも転嫁ができず利幅が薄いのに、万が一 10 % にされたら更に苦しくなり経営が成り立たなくなる。従業員の生活も保証で

きなくなるので、これ以上の引き上げは絶対に反対」（建設業）。

「消費税を請求書に記載しても、最終的には同業者との価格比較をされ、やむなく値引きをしている。全額転嫁できないのが現状である」（サービス業）。

10 % になればどうなるのか。同団体の調査によれば、売上が 1000 万～1500 万円の業者の 71 % までもが価格に転嫁できないと回答している。

政府は「独禁法等を利用してしっかりと、安心して転嫁していただけるように、われわれとしては努めたい」と繰り返し答弁してきた。しかし実態は、「安心して転嫁」できるような生易しいものではない。

公正取引委員会（「大規模小売業者による買いたたき等の行為の緊急調査の結果について」6 月 28 日）によると、約 4 割の大規模小売業者が納入業者に価格値下げ要請を行っている。そのうち、5 割近くが「今後更に値下げ要請を行う予定」と回答した。一方、納入業者に聞いたところ、「消費税率引き上げを見据えた事前の要請」であったとの回答が 11.3 % となっている。具体的には、次のような要請を行っているのだ（公正取引委員会の調査から）。

「今後、消費税率が 8 % となっても、消費税率 5 % 時における、又はそれ以下の売価を維持するために、仕入れ価格の低減や、リベートの要請を行う」

「具体的な値下げ要請までは受けていないが、商談の中で購入担当者から、今後、消費税率が 8 % になっても現行の仕入価格を変える方針はないとの発言があった」

「消費税率の引上げ後も商品の販売価格を据え置くとし、それは、納入業者の協力によって実現していきたい」

すでに、中小企業・業者は、「アベノミクス」

の急激な円高で、燃料や資材、原材料が高騰しているにもかかわらず、それさえも価格に転嫁できずにいる。その上、消費税が増税されたら、日本の中小企業・業者に深刻な影響をもたらす。中小企業は、「社会の主役として地域社会と住民生活に貢献」(中小企業憲章)する存在である。企業の99.7%を占め、働く人の3人に2人が働いている雇用の担い手である。その中小企業を痛めつけ、廃業にまで追い込むことは、当事者はもちろんのこと、日本経済の成長・発展の足かせになることは、明らかである。

### 〈日本の財政を破綻に導く〉

消費税増税が個人消費、中小業者という日本経済を支える主体をいかに疲弊させるかを見てきた。この方向は、景気をさらに後退させ、日本の財政危機を一段と深刻にさせる道である。そのこともまた、歴史が証明している。

政府は、消費税を5%に増税した際、「高齢化社会を支える安定財源ができる」と強調した。しかし、財源は確保されどころか、税収は減っている。消費税率5%になる前年の96年度と2010年度を比較すると税収全体は14兆円少なくなっている。消費税収が5.1兆円増えているが、そのほかの税収が減ってしまったからだ。日本経済が長期にわたって低迷・後退を続けてきたこと、大企業・大金持ちのために減税を繰り返したことに原因がある。

安倍内閣は、消費税増税の法律が通ったとたん、「国土強靱化」と称して10年間で200兆円もの大型公共事業の浪費に費やそうとしている。自民党は参院選公約で「成長戦略」のために、「思い切った投資減税を行い、法人税の大胆な引き下げを実行」するとしている。景気の悪化、浪費と大企業のための減税によって財政はさらに悪化することになる。

## 2 政府・財界はなぜ消費税増税に固執するのか

### 〈大企業減税、富裕層減税の財源〉

消費税増税が「財政再建」や「社会保障」のためでないことは明かだ。それは、消費税の大増税と一体に社会保障のさらなる給付減と負担増が議論され、ハッ場ダムや東京外環道路、欠陥戦闘機の購入などの税金の無駄遣いが復活していることから一目瞭然である。ではなぜ、消費税なのか。結論からいうと、大企業や富裕層にとって、これほど「優しい」税制はないのである。

消費税によって大企業の法人税や富裕層の所得税の減税分が賄われてきたのだ。消費税が創設された1989年度から2012年度までの24年間に消費税収は約251兆円に達したが、法人三税は累積で約233兆円少なくなった。さらに、所得税・住民税も約202兆円減っている。国民が負担した消費税がこれらの税収減の穴埋めに使われたのだ。

日本の法人税は軽いというのが実態である。これまで実効税率は約40%、2012年度からはさらに5%程度引き下げた(当面3年間は「復興特別法人税」として減税分とほぼ同額の課税)。しかし、これはあくまでも表面的な税率でしかない。研究開発減税や連結納税制度など各種の大企業優遇制度によって、実質負担率は上位20社で29.9%にすぎず、上位600社でも32.3%程度である。三井物産、HOYA、三菱電機などは10%にも満たない。

消費税収が大富豪のための減税に使われてきたことも重大だ。所得税・住民税の最高税率は消費税導入前の「先行減税」や消費税創設にともなう減税、97年の5%への税率引き上げ後の景気対策などの名目でどんどん下げられ、現在あわせて50%になっている。この税率引き

下げとともに、2003年には証券優遇税制が導入された。株式の配当や株売却による所得への税率を20%から10%に軽減するというものである。当初2007年までとされていたが、繰り返し延長されてきた。この優遇の恩恵を受けるのは株取引によって所得を得ている富裕層である。その結果、日本の所得税負担率は所得総額が1億円をこえたと低下していくという事態を招いている。

### 〈大企業に有利な消費税〉

消費税は税制そのもののなかに、大企業ほど有利な仕組みがある。

第一に、大企業は一元も消費税を負担しなくてもいいことである。消費税は消費者に負担義務があり、事業者は納税義務がある。大企業は仕入れにかかった消費税を価格に上乗せすることで、自らの負担なしに納税することができる。それどころか、下請け企業や納入業者に単価切り下げや消費税分を押しつけ負担させてしまうこともある。一方、力の弱い下請け企業や小売店は、消費税相当分を価格に転嫁できずに自らの利益を減らして納税することになる。

第二に、雇用の流動化を促進する仕組みがあることだ。消費税は売り上げにたいする税額から機械や部品、原材料など仕入れにかかった税額を差し引いたものを、事業者が税務署に納税する。つまり、「付加価値」にかかる税金である。正社員の給与は「付加価値」に含まれ、納税の対象となる。一方、派遣の場合は「派遣サービスの購入」という「原材料」として扱われる。正社員を減らし、非正規労働者を活用して「サービスの購入」「役務の提供」という形にすれば、人件費が納税の対象から仕入れ控除の対象になり、税務署に納める消費税が減ることになる。

第三に、輸出企業には「戻し税」がある。輸出品は国内に負担者がいない、輸出先の消費税との二重課税を排するという理由で非課税に

なっている。そうすると、輸出業者は仕入れにかかった消費税を輸出品に転嫁できなくなる。そこで、仕入にかかった消費税を税務署が輸出業者に返すという仕組みがある。いわゆる「輸出戻し税」である。これらの輸出企業が仕入れの際に本当に消費税を払っているのなら不当ということにはならないだろう。しかし、現実には下請けに消費税を払わせたり、単価を切り下げたりしている大企業が少なくない。払ってもいない消費税を輸出大企業は懐にいれるのである。税理士の湖東京至氏の試算によると、2010年度の「戻し税」は、トヨタ自動車2246億円、ソニー1116億円など、上位10社で9000億円近くになり、全企業では3兆3762億円にものぼる。

### 〈さらなる税率引き上げの野望〉

財界・大企業は、さらなる法人税率の引き下げと消費税増税を要求している。日本経団連は「法人実効税率を、2016～2025年度にかけて毎年1%ずつ引下げ、最終的には25%にする」一方、「消費税率を2014年4月に8%、2015年10月に10%引き上げ、その後、2017～2025年度の間、税率を毎年1%ずつ引き上げ、最終的に19%とする」（「成長戦略の実行と財政再建の断行を求める」2012年5月15日）ことを求めた。経済同友会は、法人実効税率の25%への引き下げとともに、法人税の地方税分を軽減し、「地方消費税や個人住民税、固定資産税に代替を求めていく」としている（「法人実効税率25%への道」2013年7月3日）。法人税を基幹税制からはずし、住民負担に置き換えるというのである。

その口実とされたのが、「国際競争力強化」のためとの理屈である。すなわち、外国も税率が低いから日本も下げないと、国際競争に負けてしまうという口実である。すでに、日本の大企業の実際の税負担率は低いことは指摘した。

同時に、強調しなければならないのは、法人税率の引き下げ競争がもたらす弊害である。この引き下げ競争は世界的に基幹税を構成してきた法人税収を空洞化させることになる。そして、法人税にかわる税源として、消費税中心の税制が指向されているのだ。日本の財界は「国際競争力強化」の名で、法人税負担の軽減だけでなく、社会保険料負担の軽減も要望している。社会保障制度改革国民会議で経団連や日経連は、「社会保険料に占める企業の事業主負担が限界に達している」との現状を報告し、「給付の適正化や高齢者の窓口負担の増加はやむを得ない」と強調している（「キャリアブレインニュース」2月19日付）。ここでもまた、事業主負担にかわり消費税中心の税制が指向される。まさに、企業負担をなくしそれを国民におしつけようというのである。企業の責任を放棄するものと言わざるを得ない。

消費税増税と合わせて、「死亡消費税」「一般社会税」なるものまで議論され始めている。「死亡消費税」について、安倍内閣のブレーンの伊藤元重東京大学大学院教授は、社会保障制度改革国民会議の場で、「高齢者医療費をカバーする目的」とのべた。別の会合で氏はこう説明している。「消費しないから消費税を払わなくて、遺産が残る」「死亡消費税をとって、それを全部75歳以上の方の医療費に回しちゃう」「死んだ方にかけるわけですから、高齢者負担でも何でもない」。「一般社会税」については、日経・CSIS パーチャルシンクタンク（※）が提言した（「日経」7月30日）。すなわち、財政・社会保障の仕組みの確立として、医療費圧縮などの効率化を重要課題と上げつつ、「消費税に加えて、フランスの『一般社会税』のような課税ベースの広い新たな所得比例の目的税の導入を検討すべき」というのである。「一般社会税」は、社会保障目的税であり、個人のほぼすべての収

入を課税対象とするものである。「控除がほとんどなく、所得水準によらず定率で課される」（同前）と説明されている。個人の所得に定率で課税されるのだから、逆進性の激しい税制である。企業負担ではなく、貧しい人も裕福な人もすべての国民に負担を、ということだ。これを消費税増税に加えて検討せよというのである。（※）アメリカの国際戦略研究所と日本経済新聞社による共同のシンクタンク。アドバイザーの座長として日本側は北岡伸一政策研究大学院大学教授、アメリカ側はリチャード・アーミテージ元 국무副長官。アドバイザーには官界、政界、経済界、研究者などが名を連ねている。日本側政界のアドバイザーは石破茂自民党幹事長、前原誠司民主党元政調会長。

### 3 消費税に頼らない別の道を

#### 〈消費税は逆進性が本質〉

日本の社会保障の脆弱性を克服して拡充していく、危機的な財政を好転させていく——そのために、何が必要なのか。増税といえば、財界や政府のいうように、消費税や社会保障の負担増・給付減にしか道はないのか。そんなことはない。

消費税は、もともと逆進性の強い税制であることは政府も認めざるを得ない。とりわけ日本の消費税は、食料品をはじめすべての生活必需品にかかる。所得の少ない人ほど負担が重くなる税制である。5%でも国税に占める割合は16.2%にもなる。これが税率10%になれば、単純計算でも税収に占める割合は32.4%となり、税率20%のイギリス（税収に占める割合は20.7%）、19%のドイツ（同32.8%）、25%のスウェーデン（同27.4%）よりも大きいのだ。世界的に税率は低いといわれている日本の消費税だが、実態は世界各国に比べて逆進性が強い。

本来、税や社会保障は、所得の多いところから少ないところに回し、社会の安定を図るとい

う所得再分配機能を持っている。逆進性の強い消費税ではこの機能は果たせない。そこで、負担できる能力に応じた負担を求めることが、まず検討されなければならない。

### 〈「応能負担原則」に立った改革で不公平税制をあらためる〉

負担能力のある富裕層はどれほどいるのか。野村総研の調査によれば、純金融資産（金融資産から負債を引いた資産額）が1億円以上は81万世帯、資産の保有額は全体で188兆円になる。所得1億円をこえると負担率が下がるという不当な優遇を是正していく必要がある。また、タックスヘイブンなどを利用した無法な節税や脱税を許さない状況をつくっていくことは国際的な課題でもある。

証券優遇税制の廃止、高額証券所得への課税強化、所得税・住民税の最高税率の引き上げ、富裕税の創設などにより、当面2.2兆円～3.9兆円程度の財源が生まれる。

大企業にたいする優遇減税の見直しも必要である。新たな法人税減税の中止、研究開発減税や連結納税制度の見直しで2.7兆円～4兆円の財源が生み出せる。なお、法人税率の引き上げについては、国際的な税率引き下げ競争を是正するなかで実現していくようにする。また、為替取引税の創設、社会保険料の逆進性の是正も歳入改革の柱になる。これに大型公共事業、原発推進予算、政党助成金などの歳出改革も可能である。こうすれば、消費税に頼らなくても、12兆円～15兆円の財源が生まれる。消費税率にすれば4.8%～6%分に当たる。

### 〈国民の所得を増やす経済政策の確立を〉

上記の税制改革に加え、賃上げをはじめとした国民の所得を増やす政策で、日本の経済を健全な成長の軌道にのせることができれば税収も増える。8割の大企業は、内部留保のわずか1%を使うだけで、「月1万円」の賃上げが可能と

の試算も出されている。企業内に滞留している資金の一部を、その企業の賃上げや非正規労働者の正社員化、適正な下請け単価の支払いのために使うようにすれば、国民の所得を増やし、消費を活発にし、内需を増やしていくという、健全な経済成長をつくりだしていくことが可能だ。とりわけ、この一年、大手はため込みを増やしている。大手30社でみると、昨年度1年間で6兆円の内部留保をため込んでおり、「賃上げを求める安倍晋三首相の掛け声とは裏腹に、大手のため込みはさらに加速」（「東京」7月26日）と報じられている。政治的立場や経済学的立場の違いを超えて、内部留保の活用で賃上げをとの声は広がっている。「余剰資金」化している内部留保を賃上げや中小企業の経営の安定のために活用するように、政治がイニシアチブを発揮すべきである。

### 終わりに 消費税増税中止の一点での共同の発展を

いま、消費税廃止各界連の増税中止の呼びかけに、声を上げてこなかったような広範な商店街の理事長や商工団体の役員も、草の根から賛同を寄せている。日本チェーンストア協会は、「消費税率の引上げについてはデフレが解消して経済が成長軌道へと転換したことを確認できるまで実施すべきではない」（「平成26年税制改正要望」6月21日）と強調している。エコノミストや全国青年税理士連盟からも「増税中止」の声が上がってきた。

新しくなった国会では、消費税増税の是非が問われ、政治の一大論点となろう。国会内外で消費税増税中心の一点での運動と世論をひろげ、なんとしても中止に追い込もう。消費税増税には、国民の納得もなければ、不況脱出・財政危機打開の展望もないのだから。

（つつみ ふみとし・消費税廃止各界連事務局）

## [海外労働事情]

## 米国の医療労働者のたたかい

岡田則男

今日、労働組合運動は多くの国で弱まっている。その一方、ヨーロッパでは労働者に財政危機、金融危機のツケをまわす緊縮政策に反対する運動がギリシャ、スペイン、イタリア、フランスなど多くの国々で続いている。米国では、2011年に始まった「ウォール街を占拠せよ」で、労働組合に組織されていない広範な人々が格差や貧困をすすめる大資本、それを支える政府の政策にたいする抗議行動が起きた。最近では、2年前のような大規模な抗議行動は行われていないが、「オキュパイ運動」は労働組合運動にすくなくとも元気をあたえたようだ。

米国の労働組合運動といえば、米労働組合総同盟・産別会議（AFL-CIO）が最大のナショナルセンター（約1100万人）である。2005年にAFL-CIOから分裂した5つの産別組織によって結成された「勝利のための変革連合」（Change to Win Federation）（約540万人）という組織もある。いずれも労資協調路線を基調にしており、資本の横暴（リストラ、生産の海外移転、非正規雇用の増大、実質的賃下げなど）と効果的にたたかえずにきたが、変化も生まれている。

この1、2年の間にも注目されるたたかいはいくつか生まれている。低賃金、無権利状態で働かされている世界最大の大規模小売チェーンウォルマートの労働者が全米各地でのストライキをたたかったのはその一例である。今年に入ってから、ファストフードの超低賃金労働者が賃金引き上げ要求ストをおこなった。昨年

9月にはシカゴ（イリノイ州）で公立学校教員が、公教育の破壊をもたらす改革に反対して生徒の親や地域の理解と支援を受けてストライキを決行して成果をあげた。さらに医療関係の労働組合のストライキをふくむたたかいが前進している。

本稿では、この医療労働者のたたかいに焦点をあてて今日の米国の労働組合の現状を見ることにしたい。自動車、鉄鋼などかつて米国の経済の、したがってまた労働者の生活向上の柱だった製造業の労働組合が大きく衰退し、公務労働者にたいする攻撃がきわめて強くなってきているなかで、医療労働組合運動は、困難もあるが勢力的にも増進しているところがある。さらに、今日の日本で、健康保険の改悪がおこなわれたあと、とりわけ環太平洋経済連携協定（TPP）交渉問題で指摘されているように、国民皆保険制度が危うくなっているとき、米国では逆に、労働組合運動のなかでも、単一の公的医療保険制度をめざすキャンペーンが進んでいることは注目される。

## 最近の医療労働者のたたかい

まずいくつかの最近のたたかいをあげておこう。

\*ワシントン州オリンピアのプロビデンス・セント・ピーター病院で労働組合「SEIU 医療」の約500人の労働者、さらに介護施設の150人が、医療保険料の負担増額に抗議して3月11日から5日間ストライキを決行した。だが妥結



しなかった。

＊マサチューセッツ州ボストンを中心とするクインシー・メディカルセンターで看護師協会に結集する看護師が、看護師増員と患者の安全体制を要求して4月11日にストライキ。6月12日に協約を批准したが、このなかで1年間の賃金凍結、日ぎめの時間交代勤務の増加を認めた。

＊ニューヨーク州看護師協会が、150年にわたって地域医療をおこなってきたロングアイランド・カレッジ病院が営利企業のもとにおかれるのを阻止し、ブルックリンで最後の救急医療となっている同病院をまもるためのたたかいにたちあがった。同病院を運営するニューヨーク州立大学のダウンステート・メディカルセンターが病院閉鎖を示唆し、不動産業者が目をつけたためだ。トップの経営陣が年俸20万ドルを得ながら、500人の低賃金従業員がレイオフされたことに抗議した。財政危機は重大な経営上の問題があったようである。労組は地域ぐるみで病院を存続させるたたかいに取り組んだ。

＊カリフォルニアの州立のカリフォルニア大学（UC）の5つの医療センターで、1万人以上の看護師など病院労働者が、年金保険料の負担増や、今後（2013年7月以降）採用される職員の給付額削減、退職後の医療保障（注）の改悪反対とともに職員の増員など医療サービスの改善を求めて2日にわたるストライキを行った。ここの労働組合は、全米でもおに州と地方自治体（郡、市町村）の公務員を組織するAFSCMEという産別組織に加盟している。昨年6月いらいの新しい協約をめぐる労使交渉で解決しなかったためだ。役員報酬が総額でこの2年余りで1億増え、退任後の年金は年に最高30万ドルも払われているのに、多くの職員が

年3万ドル以下であり、病院設備の老朽化や人手不足、労働強化が深刻になっていることを問題にした。（UCでは14の異なる職種の労使交渉がおこなわれているが、うち8つについてはすでに経営側の提案を受け入れていた。）

（注）日本のような国民健康保険制度がない米国では、大きな企業では、退職して年金生活にはいって以後も、企業が加入する医療保険で医療費をカバーするようになっているが、とくに近年ではベビーブーム世代の退職とともに、その医療費負担が増大するため、協約で条件を切り下げるところが多くなっており、労資協定の改定交渉でも、中心問題のひとつになる。

＊マサチューセッツ大学メモリアメディカルセンターの2病院で、18カ月におよぶ労使交渉を経て、ストライキに至る直前に新しい3年協約で合意した（6月11日）。団体交渉組合は、マサチューセッツ看護師協会・全米看護師統一組織で、最大の問題は増員要求、つまり一人当たりの看護師の負担の軽減で、交渉の結果、昼間は看護師1人あたり患者5人までとし、夜間患者5人に1人と6人に1人の体制を組み合わせることや、周産期医療病棟の正看護師（RN）と患者の割合を改善する、看護師を大幅増員する、賃上げは2012年1月にさかのぼって1%、2013年1月からの分は1.5%、2014年1月からは2%とすることなどで合意した。

## 米国の病院

米国では、病院、医療システムが大きく変貌している。現在米国には5700余りの病院がある（米国病院協会）。そのうち約2900が非営利、1000余りが利益追求型。さらに州あるいは地方自治体などの公立病院が1000余りある。全

体の 35 %にあたる 1980 余りは農村地域の病院である。その農村病院のうち 1300 余りは「クリティカル・アクセス・ホスピタル」といって、地域の一番基本的な医療を提供する小規模・遠隔地施設（65 歳以上の医療保険「メディケア」適用）である。専門的医療を提供し研究などもおこなう大学病院は 400 ある。このほか、セーフティネット病院といわれる施設がある。低所得者向けのメディケイド制度、高齢者向けのメディケア制度を運営するメディケイド・メディケア・サービスセンターという政府機関を通じて医療費補助を行う病院である。

この 20 年余りのあいだ米国の医療産業では病院の買収や合併がくりかえされてきた。医療保険会社などが財政難に陥った地方の公立病院を買収、いくつかの病院を統合することによって地域における病院間の競争をなくし独占状態をつくりだすといったことがおこなわれてきた。そうした大手の病院運営会社としては Hospital Corporation of America (162 病院)、Community Health Systems (135 病院)、Health Management Associations (71 病院)、LifePoint Hospitals (57 病院)、Tenet Healthcare Corp (49 病院) が最大手 5 社である。しかし、こうして病院ビジネスが大きくなってきたが、人口 1000 人あたりの入院可能患者数は 1991 年の 123.2 人から 2011 年には 111.8 人に減少している。

入院患者が利用する保険の割合はメディケアが 40.9 %、メディケイドが 17.2 %、ブルークロス・ブルーシールドその他の民間の保険が 16.5 %、HMO（健康保険維持機構＝これも民間の保険のひとつ）などが 14 %、自己負担が 4.9 %となっている。

## 2つの道をめぐる医療労働者のたたかい

まず、米国の医療関係労働組合の運動の全国組織についてふれておきたい。大きくみて2つの流れが競合しているといえる。ひとつは、経営側との「戦略的協力」を重視するサービス労働組合（SEIU）系、もうひとつは労資協調に批判的なたたかう労働組合運動を貫こうとして SEIU から事実上排除された旧 SEIU オークランド（カリフォルニア）を中心に結成した全米医療労働組合（NUHW）ともっとも戦闘的な医療労働組合といわれるカリフォルニア看護師協会（CAN）である。このほかに、州、地方自治体の職員の組合である AFSCME に組織されている病院もある。

### 〈SEIU と NUHW の争い〉

SEIU は、1921 年に清掃労働者を中心に結成した労働組合で、のちに政府機関（公務員）、警備、医療機関の労働者にまで広がった。現在 190 万人の組合員を擁する米国で 2 番目に大きい労働組合で、そのうち 90 万人は医療関係労働者である（ちなみに最大組合は全米教育協会＝NEA である）。SEIU は AFL-CIO のもっとも中心的な加盟組合で 90 年代には AFL-CIO の議長を出して組織化に貢献したが、2005 年にはヘゲモニー争いで、AFL-CIO を脱退し他のいくつかの産別組織とともに新しいナショナルセンター Change to Win（勝利のための変革）を発足させた。公正な賃金、医療保険、退職後の保障などを中心的な課題としてかけ、病院などでの組織化に取り組んでいる。

発足当時のリーダーだった SEIU のアンディ・スターン議長は、米国の医療保険制度改革に大きな関心をもったが、今日米国の医療を牛耳る関連資本へのかかわりを志向し、オバマ政権の医療改革に関与するまでになった。

SEIU 本部が、医療、介護労働者の 3 地方組

組織を統合して本部直轄にしようとしたのにたいし、カリフォルニア州オークランド市支部（当時15万人）は中央集権的方针に反対した。これに怒った本部は同支部を財政問題があることを理由に直接管理下に置くことを宣言し、支部役員を解任してしまった。解任された役員たちはあらたに全米医療労働組合（NUHW）を創設し、2009年に創立大会を開いた。当時カリフォルニアの9万1000人の医療労働者がこの新しい組織への加入を希望したという。その後、2010年には全米で医療保険と一体化させたカイザー・パーマネンテという総合病院システムの労働者の組合代表権をめぐる争奪戦がおこなわれた。代表組合をきめる投票ではSEIUが勝ったのであるが、NUHW側の申し立てで労働関係委員会は、「SEIUは労働者の選択の自由を妨害した」と判断し、選挙のやり直しを命じた。

### 〈カイザー・パーマネンテの組合をめぐる争い〉

4万5000人のカイザー・パーマネンテの労働者が自分たちを代表する組合をSEIU-NUHWからNUHW-CANに変えるという提案をめぐっての投票（郵送による）を2013年4月におこなうことになった。この間、SEIUが経営側との協約交渉をおこなっていたわけであるが、労働者の退職年金、医療費の企業側負担の大幅削減、組合員がやっていた仕事の一部を下請けに回すことなど一連の問題で譲歩してきた。その上、カリフォルニア州で1000人をレイオフ（一時解雇）することも受け入れた。

カイザーとSEIUのこうした「パートナーシップ」（労資の癒着）に反対してたたかったのは、NUHW（1万人）および正看護師のカリフォルニア看護師協会（CNA＝8万5000人で

うち1万7000人が北カリフォルニアのカイザーの看護師）であった。CNAの正看護師は2011年には譲歩なしの15%賃上げ（3年間で）を勝ち取った。2013年1月、NUHWとCNAは正式に統一的たたかいを組むことで、SEIUが譲歩して受け入れた一連の切り捨て反対、悪化する医療現場の労働条件悪化を阻止する取り組みをすることになった。カイザーは全米で40の病院を経営し、加入者は900万人、従業員は全国で16万7000人、2011年の収益は約16億ドル（約1600億円）近い。それだけにこの大規模病院システムでの労働組合がどういう組合を選ぶのかは全国的にも注目される場所であった。

民間では1940年のフォード自動車の組合結成選挙以来最大規模の投票だったが、投票の結果、ストライキ戦術に反対し経営側とのパートナーシップを重視するSEIUが58%の支持を得て引き続き労働組合代表となった。敗れたNUHWは声明で、SEIUは「（組合員への）恐怖、脅し、経営側との癒着」によって勝ったと言った。

投票直前の4月18日、NUHWはカイザーがその労働者に利益を供与してSEIU支持の投票を強要するなどの干渉をおこなったと連邦裁判所に訴えた。数日前に、NUHWのサル・ロッセリ議長は、これまで春に支払ってきた成果ボーナスをとりやめ、また、SEIUと一緒に、労働者に、労働組合としてNUHWを選んだら将来の年金がもらえなくなるなどと脅しているとのべた。CANの活動家の間では、選挙でSEIUが勝利したことで、カイザーの経営側は来年の協約交渉に向けて看護師への攻撃をいっそう強めるだろうといわれた。

6月13日、北カリフォルニア連邦裁判所は、

NUHW の訴えを取り上げ審理することを決定した。米国の労使関係法は、現役の労働組合責任者と会社側のなれあい行為を禁止しており、今後も予想されるカイザーにおける投票で同じように経営側が組合員を買収するような不法行為が繰り返される可能性があると考えたからであった。こうして、カイザー側からの申し立てを退けて NUHW の訴えの審理を行うことを決めたのだった。

### 看護師増員の新しい運動

医療労働者が勤務でけがをしたり病気にかかったりする割合は、他のどの産業よりも高いという調査結果を最近、米国の消費者の権利擁護団体であるパブリック・シチズンが明らかにした。それによると、職場で負傷したり病気にかかった医療労働者の数は 65 万 4000 件で、さまざまな産業の中では最高。次に多い製造業よりも 15 万 2000 人多かった。職業安全健康事業団（OSHA）という職場の健康安全の問題を担当する政府機関の査察は、建設現場の 20 分の 1 しかやられていないと報告している。医療現場を同じように査察するだけの予算がないともいわれる。

こうした状況のなかでマサチューセッツ州では、病院の看護師 1 人あたりの患者数の上限を法律で規定しようという新しい運動が本格的に始まった。看護師増員を要求するたたかいは 90 年代半ばから行われてきたが、マサチューセッツ看護師協会（2 万 3000 人）は 8 月 5 日、州議会にたいして、看護師 1 人あたりの受け持ち患者数の上限を規定するよう正式に提案した。もしマサチューセッツ州議会が可決しなかった場合には、2014 年の全国選挙（大統領選挙の間にこなわれる中間選挙）のさいに住民投票

で有権者に訴えるつもりだという。内科・外科病棟で看護師 1 人に患者 4 人まで、救急では患者 3 人まで、重症患者病棟では 1 人または 2 人とするという提案である。

### オバマ政権の医療改革と医療労働組合の立場

国民皆保険をめざすとした制度改革はオバマ政権の公約のなかでも最も大きなもののひとつであった。米国は主要「先進」国のなかでは唯一国の健康保険制度がない国であることはすでに広く知られている。多くのミドルクラスの人々は少なくとも、勤務先の企業が加入する民間の医療保険で医療費をカバーしている。しかし、この 20 年余りのあいだ、そうした制度を率先して導入した自動車産業をはじめ製造業部門の衰退にもとまって、経営側は賃金のみならず医療保険、企業年金の負担をできるだけ抑制することを一貫して追求してきた。かつては米国の経済をけん引していた自動車、鉄鋼などの製造業では海外への移転を含むリストラ、非正規（パートタイマーや派遣など）の増大、労働組合を作らせないなどによって、人件費を抑え、収益を増大してきた。結果、低賃金労働者の増大はもちろん、健康保険を持たない人が 4600 万人にも達した。年間 4 万 4000 人が医療保険未加入により医者にかかれず死亡するといわれる。

こうしたなかで、オバマ政権は、この医療危機を解決する改革に取り組んだが、米国の財政を均衡させ（医療費支出を抑え）なおかつすべての米国民が医療を受けられるようにする皆保険の道は生易しいものではなかった。

2010 年 3 月 21 日、米下院は、与党民主党が推し進めてきた医療保険制度改革法案を、賛成

219 対 反対 212 で可決した。無保険者に対して、原則として 2014 年までの保険加入を求め、未加入者には罰金を科す。持病や病歴がある人が保険に加入しにくい現状を改善するため、保険会社が加入を拒否したり保険料を極端に高くしたりすることも困難にした。

医療保険加入率を 9 割まで上げようという法律である。現在民間の医療保険に加入できない米国民の大半を、税金を使って民間の医療保険に強制加入させるというものだ。これにより、新たに 3200 万人を民間医療保険に加入させることになる。だが、結局一番得をするのは米国医療保険会社であることは確かだ。マイケル・ムーア の話題ドキュメンタリー映画『シッコ』で米国民の多くが、自国の医療が保険会社に支配されていることを知るようになった。そのなかで、日本やカナダ、オーストラリアなどどこにでもあるような公的保険制度を国の一元的管理のもとで導入すべきだという運動もおおくなり、労働組合運動のなかでも支持を広げてきた。オバマ政権の医療改革の議論の過程でも、公的保険制度を確立すべきだという世論もつよくなった。「パブリックオプション」という言い方で、下院の法案で提案されたものだ。しかし、右翼政治勢力などを動員した保険業界の抵抗があり、「パブリックオプション」をいう要素は最終的に排除された。国民はだれでも、民間の保険に加入することが義務づけられたのである。

今回の医療制度改革の草案がスタートした頃、既存の民間医療保険業界に対抗できる公設の医療保険組織の設立を求める声が多くあがり、最初の下院法案では「パブリックオプション」という呼称で提案された。結局、民間の医療保険企業に市場の自由をまもるべきだとか、巨額の

公金投入で財政赤字が拡大するような公的保険制度には反対という意見が噴出し、労働者の側からも大きな失望の声があがった。

カリフォルニア看護師協会を中心とする全国看護師統一組織などは、オバマ政権の医療改革は、結局は患者に大きな負担を強いるものになったと批判した。国の単一の保険制度をまったく改革論議の対象にしなかったこと、薬品の価格をコントロールしないものであることなど、医療費削減のコストを医療が必要な人々に押し付けることになる」と指摘している。

このオバマ政権下の医療改革法について、大統領選挙ではオバマ大統領の再選を支持した労働組合の多くが批判的である。7 月 11 日にはチームスターズ（トラック運転手労働組合）、食品・労働組合、UNITE-HERE（縫製・繊維—ホテル・レストラン労働組合）の議長が連盟で連邦議会上下両院の各院内総務に書簡を送り、医療改革法は「一所懸命に働いて得た医療手当を台無しにするだけでなく、米国ミドルクラスのよりどころである週 40 時間制の基盤を破壊するものだ」と指摘し、欠陥の是正を求めた。その理由は、事業主は週 30 時間を超えて働く労働者を医療保険に加入させなければならないという条項があるが、多くの雇用主はこの義務をのがれるために、労働時間をカットしており、働く時間が少なければそれだけ収入が少ないということである。

### 単一の健康保険制度をめざす運動

米国で現在につながる医療改革の議論が高まったのは、1993 年に発足したクリントン政権下だった。大統領の妻ヒラリー・クリントンが前面に出て「国民皆保険」をめざす議論がおこなわれたが、主として医療保険会社、製薬会

社、それらを代弁する保守議員などの抵抗で何の改革もできなかった。当時、単一の公的健康保険 (single payer) 制度の要求というのは、マスコミも目もくれないほどに小さなグループの要求でしかなかった。労働組合運動でも同様に、草の根運動で提起されても AFL-CIO は決して乗らなかった。

だが、今日労働組合運動もこの面で大きく前進し、「Single Payer Health Care を目指す労働キャンペーン」が最近始まった。連邦議会下院で、現在のメディケアをすべての米国市民に拡大する形で、皆保険制度として、公的な単一の保険制度をつくろうという法案 (HR 676) が、ジョン・コニャズ議員 (民主党・ミシガン州) によって議会に提案されたので、それを支持する運動である。

ことし1月に開かれた同運動の会議では、single-payerこそが、財政危機、経済危機を解決するうえでの王道である、と強調した。

いま、このキャンペーンに参加している AFL-CIO の加盟組織の間では、9月の定期大会 (ロサンゼルス) に向けて、HR 676 への支持を表明する州組織が40を超え、それぞれ組合員に対して、運動への参加を呼びかけ、またリチャード・トラムカ AFL-CIO 議長にたいし single payer 保険制度をめざす HR 676 を支持するよう求める公開書簡を送るキャンペーンを始めた。

こうした運動の展開は、米国労働運動においては大きな積極的变化であるといえる。

(おかだ のりお・労働総研理事)



# 【研究】若手組合員は労働組合をどうみているのか —聞き取り調査から見出されたこと—

若者の仕事とくらし研究会—小澤薫・中澤秀一・畠中亨・村上英吾

## はじめに

厳しい雇用状況が続くなかで、若者にとって深刻な問題となっているのが「ブラック企業」と呼ばれる悪質企業の存在である。この問題はもはや、一部の限られた企業だけにではなく、誰もが知っているような有名企業や公務部門など、社会全体に蔓延しており、まさに「ニッポン全国ブラック企業化」状態である。このような「ブラック企業」拡大の背景には、労働組合運動が弱体化したことが関係深いとの見方がある。「労働組合運動は大企業労働者の『既得権益集団』というレッテルを貼られ、労働組合に加入していない中小企業労働者や非正規雇用労働者にとっては、頼りにならないものと見られた」結果、経営者は労働組合の存在をまったく意識することもなく、労働者に遠慮なく無理難題を押しつけることとなったとする。(生熊茂実、鹿田勝一(2012)『ブラック企業と就活・働く権利』本の泉社、p56。)

若者にとって労働組合とはそのように「頼りにならない」存在なのであろうか。また、実際に組合に加入した若者は、組合に対してどんな評価を下しているのだろうか。

われわれ「若者の仕事とくらし研究会」では、若者が労働組合に対してどのような認識を持っているのかを明らかにするために、これまでに大学生と若手組合員を対象にしたアンケートや聞き取り調査を継続的に実施してきた。本稿で

は、若手組合員に対して実施した聞き取り調査から得られた結果を報告する。

## 1 調査の概要

調査は2回にわたり実施した。第1回調査は2011年3月に7名、第2回調査は2012年12月に8名、計15名に対して聞き取り調査を実施している。なお、聞き取りの対象者は、第1回は役員で、第2回は主に組合員であった。内訳は表1のとおりである。

表1：対象者の業種・年齢・性別等の内訳

|       | 番号 | 業種      | 年齢  | 性別 |
|-------|----|---------|-----|----|
| 第1回調査 | A  | 公務      | 20代 | M  |
|       | B  | 公務      | 28  | F  |
|       | C  | 学校職員    | 26  | M  |
|       | D  | 医療関係    | 35  | M  |
|       | E  | 医療関係    | 23  | M  |
|       | F  | 医療関係    | 27  | M  |
|       | G  | 公務      | 27  | M  |
| 第2回調査 | H  | 小売      | 27  | M  |
|       | I  | 小売      | 22  | M  |
|       | J  | 製造      | 24  | M  |
|       | K  | 製造      | 28  | M  |
|       | L  | 製造      | 32  | M  |
|       | M  | 公務      | 20代 | M  |
|       | N  | 福祉      | 20代 | F  |
|       | O  | 公務→組合専従 | 29  | M  |

調査方法は、調査対象者1～3名に対して調査担当者1～2名で聞き取りを実施した。調査項目は、以下の内容であった。①組合加入のきっかけ、②組合活動への参加状況、③学生時代の

組合イメージ、④組合の認知度（何で知ったか、その内容は？）、⑤アルバイト経験（職種、労働時間、労働問題の経験や対応、労働組合との関わり）、⑥働き始めてからの組合イメージの変化、⑦どういう組合なら同僚に紹介したいかなど。以下、その詳細について触れていく。

## 2 加入のきっかけ・組合への参加状況

### （１）加入の経緯～多くが抵抗感なく加入～

組合加入のきっかけは、15 ケース中5 ケースがユニオンショップ制のため特に意識せず組合に加入している。またその他でも職場の全員または大多数が組合に加入している状況や先輩も入っていたからなど、今回ヒアリングを行った対象者では抵抗感なく加入した人が多かった。ただし、現在の職場ではユニオンショップ制で加入した中にも、「労働条件や職場を良くしたい」という意識を持っていた人（L、製造、32 歳）もいる。

一方で、臨時職員として配属された現場で組合役員から勧誘され、当初は加入をしなかったものの、集会に参加するうちに組合への理解を深め加入した（O、公務→組合専従、29 歳）、「職場の方針が自分に合っていてこのまま働きたいと思ったら、非常勤だから正規になりたいとかっていう訴えをすとか、働く上での条件をみんなで一緒に良くしていく取り組みをすると聞いて、入ってみようかと思った」（N、福祉、20 代）など、非正規職として組合に加入した人は、組合の活動を理解したうえで目的意識を持って加入していた。その他、「組織率が落ちており労使交渉ができなくなってしまうという話を聞き、それは良くない（自分たちの権利がなくなっちゃう）と思い、申込書を書いた」（G、公務、28 歳）と説明会で組合の活動に理解を

示し、加入を決めた人もいた。また、組合員と遊びや飲み会などで交流する中で、次第に組合に関する理解を深め加入に至る人もいた（C、学校職員、26 歳）。

### （２）活動への参加状況～自らの意志で加入した人は積極的

組合への参加状況については、ユニオンショップ制や職場の大多数が組合に加入した人では、「持ち回り」で青年部の役員などを担当したケースが多かった。分会長が異動になり「新人がやる仕事だ」という雰囲気がある『ほんのり』あったため、『僕やります』と立候補した」（H、小売、20 代）、「職場委員には、他にやりたい人がいなければ自分がやりますという感じで引き受けた」（M、公務、20 代）。こうしたケースでは、役職や組合活動をこなす中で次第に組合の意義を確認している様子もうかがえる。「青年部から先輩が抜けていくにつれて、自分たちが中心になって頑張らなければならないようになっていった」「全国のイベントや学習会に参加するうちに、小さい殻に閉じこもってはいはダメだと思うようになり、全国の活動にもかかわるようになっていった」（B、公務、28 歳）。

自らの意志で組合に加入した組合員は、組合活動により積極的な姿勢がみられる。「共済への加入を勧誘して裾野を広げ、組織化に結びつけようと思っている。すでに10人を加入させたが、組合に加入してもらうのは難しい」（C）、「春闘の時には組合員の意見を集約した。職場の意見を執行部に伝えていくことは（動かないことはわかっているが）、重要なことだと思う。評議員のときにメーデーに参加した。そのあとに飲み会があり、色々な職場の人と話せてよかった」（L）、「1 ヶ月に1回、職場の集会を行っており、毎回参加している」（N）。臨時職員と

して組合に加入したOさんは、その後、組合専従職員となり活動している。

また、組合活動と仕事や私生活との両立については、次のような意見があった。「スキーのようなイベントには若い頃は行っていたが、結婚してからは参加していない。家族で行けるような日帰りの旅のようなものがあれば参加してみたい」(M)、「仕事について知らないことが多いので、職場を超えた活動について考える余裕がない」(N)、「月の半分以上は土日に組合活動をしている。繁忙期には帰宅するのが23時になることもあるほど忙しいのに加え、公共交通機関が少ないので集まることも難しく、平日にはほとんど活動していない」(B)、「土日に遊びたいなというのは正直ある」(C)。他方で、組合活動に「負担感は少ない」と答える人(H、J、K)も少なからずいたが、こうした組合員はすべてユニオンショップ制を導入しているなど、規模の大きな組合に加入している人であった。

### 3 学生時代から就職後のイメージの変化

#### (1) 学生時代のイメージ～大多数が特にイメージはなかった～

学生時代のイメージは、「特にイメージがなかった」が大多数を占めていた。「テレビで年に何回かストライキでバスが動かなくなるニュースを聞き、動かなくなったら学校が休みだからうれしいな、程度のイメージしかなかった」(B)、「ダサい、怖い、迷惑などのネガティブなイメージはなかった」(H、小売27歳)、「組合に対してのイメージを持っていなかった」(J、製造、24歳)、「良いイメージも悪いイメージもない。団交とかストライキという言葉は知っ

ていた」(K、製造、28歳)、「(テレビで春闘の要求を見た程度の)漠然としたイメージ。一部の人の存在であると感じていた。組合に対してアレルギーもないが、関心もない」(A、公務、20代)、「全く知識がなかったので、自分には関係ないと思っていた」(N)、「イメージ自体が特になく、名前さえ知らなかった」(E、医療、23歳)など、ほとんど労働組合の存在を意識していなかったこと、自分にとって関係のない存在と思っていたなどの回答があった。その背景として、学生時代の労働組合についての学習の記憶は、「学校で勉強した記憶もない」(B)、「社会科の授業などで出てきた記憶もない」(N)、「社会で、習った…かなぐらいの感じ」(C)など、ほとんど習った記憶がないという回答であった。労働組合について勉強したという回答では、「学校での勉強では、社会科が好きで、人権運動などがあったために自分たちの権利が確保されたというイメージは強かった」(F、医療、27歳)という、自分に引きつけて組合活動を捉えている回答もみられた。大学時代の出身学部別にみると、「法学部で国際政治のゼミに入っていて、欧米では運動をしっかりとやっているから、日本と働き方が全然違うという意識を持っていて、組合に対して悪いイメージは持っていなかった」(G)、「経済学部で、授業で組合に関するビデオか資料を見た。小企業では社内で戦えないので、社外にいて働く人の味方になって一緒に戦ってくれる人たちというイメージができたのではないか」(H)と社会科学系で、学習したという回答がみられた。また、「文学部出身で、漠然としたイメージ」(A、O)という回答もあった。所属学部による認知度は大学生に実施したアンケートでも違いがみられた(詳細は、クォーターリー No.82 参照)。

「どちらかというの良いイメージを持っていた」という回答では、「ネットで調べて、全労連・連合・全労協が存在することぐらいしか知らなかったが、必要なものというイメージはあった」(L)、「組合についてあまり考えたことがなかったが、どちらかというポジティブなイメージで、自分たちの生活の要求のために頑張っていると何となく思っていた」(I、小売、22歳)など、強く意識していたわけではないが、必要なもの、自分たちの生活のためのものといったイメージがみられた。

「どちらかという悪いイメージを持っていた」という回答では、非正規の公務労働から組合の専従になったOさんは、「組合に対して、全く知識はなかったが、旧時代的で、何をやっているかわからない怖いイメージはあったと思う」(O)。Oさんは、「労働組合運動に限らず、社会運動全般に対してマイナスのイメージがあった」と回答しており、漠然としたマイナスのイメージを持っていた。その他、悪いイメージ・マイナスイメージがあるという回答では、「父親が仕事で教員とのつきあいがあったため、組合は政党の下部組織だとか、『組合に誘われると思うけど入らなくていいと思うよ』と(あまり強くはないが)言っていたので、どちらかと言えばネガティブなイメージがあった」(C)というように、組合のイメージが家族に影響される面もみられた。家族に関連した回答では、Fさん自身は「偏見などはなかった」が「両親とあまりいい関係ではない親戚のおじが、バス会社で組合の執行委員をやっていて、家族は組合に対してあまりいいイメージを持っていなかった」(F)と、身近な家族の組合とのかかわりが、影響している面もみられた。

## (2) 就職後のイメージの変化～活動を通してイメージが好転～

就職後組合に加入し、その活動を通し、組合活動、その役割を理解するようになり、組合活動をポジティブに捉えている回答が多くみられた。「職場で働く人たちのほけ口、皆で純粋に意見を出せる場となって、上にも話ができて、味方になってくれる組織というイメージ。労組に入って、店舗の人たちがどう思って仕事をしているのかわかるようになった」(H)という、みんなが意見を出し合える場所、他の人の考えを共有できる場所としての組合の意義が挙げられている。その他「政党の下部組織と思っていたが、現在は、組合は職場をよくするための集まりで、政党と関係がないと思っている。イメージが変わったのは、いろいろ説明を聞いているうちに組合の役割について理解するようになり、また『こういう人たちがいるのなら大丈夫かな』と思ったから」(C)、「職場以外の組織、人脈とつながる楽しさがわかった」(E)、組合活動を通して「アルバイト時代の労働条件が悪かったことがわかった。いまは、労働組合があるから守られていることがわかってきて、組合があってよかったと実感している」(I)など、職場環境を改善する組織、職場以外の人とのつながりを広げること、つながりを広げる楽しさが挙げられている。さらに、「人員増や賃上げの要求をしているほか、非正規である私を正規雇用にするよう要求を出してくれている。これまでも、組合活動で誕生日休暇が導入されたほか、パートの賃上げ実現など、活動の影響を実感している」(N)と、雇用改善の要求の実現など何よりも組合員にとっての実利が、イメージをよりポジティブなものに変化させていることがわかる。

また、組合活動の面倒くさを指摘する回答もある。「組合活動は、雑務が多くて面倒くさいというのは間違いない」(L)、「面倒くさいというか、団体交渉とか組合の行事に全部出たら貴重な休みが潰れてしまうという感じはある」(H)という回答があった。それでも「1～2年目までは面倒くさいというイメージがあったが、最近は団交するときに必要な存在であると感じるようになった。面倒くさいので、活動回数は減らしてほしいが、でも必要ということは理解している」(K)という、面倒ではあるが必要であるという回答があった。そのような活動をどう共有し、理解を深めていくかが重要であることがわかる。

一方、「先輩が不当な評価を受けた際に苦情を出したが、組合は何もしてくれなかった。(所属していた組合は)リーマンショックの時も、派遣切りに積極的に協力していた。正社員の既得権益を守るための組織であり、臨時工にとってはむしろ労働条件を悪化させているのではないかと感じている」(L)と、組合のあり方について問題点を指摘する回答もあった。

#### 4 若手組合員の思い

聞き取り対象者は、上記の他にさまざまな事柄について語ってくれている。紙幅の関係で全てを紹介することはできないが、そのうち同僚の組合イメージ、組合活性化のための取り組み、組合活動における課題について紹介したい。

##### (1) 同僚の組合イメージ～理解されていない活動内容～

聞き取り対象者の組合に対するイメージについてはすでに取り上げたが、あわせて同僚や上司などの組合イメージについても聞いている。若者の多くは組合に関する知識はなく、「入っ

たばかりの子(若い社員)とかは、たぶん全然興味がないんじゃないかな、あるいは面倒くさいっていうイメージが強いんじゃないかな」(J)というように無関心である。

しかし、「確かに、自分の仕事があって、(組合活動は)それ以外の時間ですることになるのでキツいって言っている人もいる」けれど、「アンケートでは組合活動自体は必要だと思ってる人も結構多かったので、必要だとは思ってるけど、他の人がやってくれてるから自分はいって考えてる人も結構多いと思う。だから、そこを何とか、自分の問題なんだよっていうことを知ってもらってということと、他人任せじゃなくて、自分から参加してくれる人が増えればなと思う」(A)という見方もあった。

一方で組合員は働かずに権利ばかり主張している、あるいは経営者に敵対的な組織という偏見、忙しいのに組合の行事に駆り出される、団交をやっても意味がないなどのネガティブな評価をする人も少なくないという指摘があった。小学校職員をしているCさんは、「職場で自分が組合員だということを話したら、飲み会の席で校長に『正直、がっかりした』と言われた。組合員は仕事をあまりしないで権利ばかり主張する人というイメージがあるようだ。確かにそういう人はいるけど、組合員に限ったことではないのに」(C)。

病院勤務のEさんの同僚は「病院の良さで入職する人が多いが、(組合は)その病院相手に何か物を言っている人たちというイメージが強い。僕自身も組合活動に参加して組合の良いところが見えてきたが、単組のやり方だけを見ている人は良いイメージを持っていない可能性が高い。... だから、闘い方を考えなければいけないと思っている」(E)。

また、別の病院勤務のFさんは組合の役員をしていて組合活動のために休暇を取ることがあるが、「また組合に行っとんじゃろとか、温泉入りに行っとるグループじゃろみたいに言われた人もいるので、あまりいいイメージを持っていない人もいと思う。僕たちも情報の提供の仕方をもっと工夫しなくちゃいけない部分もあるかなと思っている」(F)。

公務員のGさんは、「(イメージは) あまり良くないという感じがする。ひとつには、職場が忙しいのに行事などに駆り出して、休みも潰させて、おかしいじゃないかということ。また、若者に対して組合に加入してもしなくても変わらないよという上司もいる。...そういうなかで、組合がどのような組織か分からない新人さんは流されてしまうという感じ。特に、30～40歳の職場で主戦力になっている人たちが組合について否定的な発言をすると、後が続かなくなってしまう」(G)。

小売業のHさんは、「組合に対して敵視って言うほどじゃないけど、いろいろと意見を出しても、結局それが理事会に受け入れられなければ意味ないんじゃない、みたいな人はいる」(H)。

## (2) 組合活性化の取り組み～「つながれる場」づくり～

聞き取り対象のうち、とくに役員を務めている人は、組合活動を活性化させ、参加者を増やすためにさまざまな取り組みをしていることがうかがえた。O県T市では、県内の自治労連加入全組合に呼びかけて、テーマを決めずに、普段仕事で思っていること、悩んでいることを自由に語り合う「青年しゃべり場」を実施している。担当者は「悩んでいることを(解決できるかどうかは別として)気軽に相談できる場を提供することも、組合の役割なんじゃないのか

なって思っている」(B)。

職場内でのつながりの必要性についていくつか指摘があった。「以前、若手の教員が教頭のパワハラで辞めてしまったことがある。パーベキューに誘ったら来てくれて少しは元気が出たかなという矢先に辞めてしまった。本人にも非はあるが、いろいろな条件が重なったことも原因。もう少し早くつながっていたら辞めなくてもよかったかも知れない。そういう人たちに寄り添える場所が必要だと思う」(C)。「最近、ある保育士の試用期間が半年から1年に延長され、結局退職したというショッキングな出来事があった。詳しく話を聞くと、精神的な不調もあって子どもに影響が出る恐れがあったので仕方ない面もあるが、もう少し早く気付いてあげられたらと思う」(B)。

職場を超えたいろいろな人とつながりを持つことが組合活動のメリットの1つであるという点は、これまでの組合員アンケートと同様に今回の聞き取りでも指摘されている。Aさんは「組合活動に積極的に参加するメンバーが固定化されているので、いろいろな人に参加してもらえるようにしたい、その方が楽しめるのではないか」としつつ、「他の自治体に知り合いがいることは仕事をしていく上でも有益だと思うので、自治体間の交流を積極的にやっていきたい」と述べている(A)。

Iさんも同様に、「青年がもっと興味を持ってくれたらやりやすいなと思っている。そうすれば青年が参加しやすくなるし、上の人たちも若者が頑張っているんだから自分たちも頑張ろうとなってくれるだろうし。青年を誘う時は、他の事業所や他県の青年も来るし、色々なことをざっくばらんに話し合えるという点を強調している。反応はそれほど悪くはない。」(I)。



他方、Dさんは「一番大事なことは、自分が置かれている状況を知ること」として、そのために「(学習会などで)人を集めなければ意味がない...無駄話でも良いので、仕事の話をすることで自分の置かれている状況を知ることができる。広報誌で、自分たちで職場を良くしていけると、伝えて、組合の行事に参加してもらうようにしなければいけないと思う」(D)。

仕事に役立つ情報を提供することで好評を博しているという事例もあった。青年部で企画した新歓で、「(新しく入ってきた小学校の先生を対象に)学校の掲示物の例を見せたり、子どもが喜ぶゲームを紹介したり、若い先生にはこういうことをやって欲しいということをベテランの先生に語ってもらう」という内容が好評を得ているが、企画の内容は執行委員以外に割り振って、活動に参加するきっかけになればいいなと思っているという(C)。

### (3) 組合活動における課題

組合活動における課題については、情報提供について、世代間ギャップについて、次世代育成についての3点についてまとめた。

#### ①情報提供の方法

情報提供については、ほとんどがその重要性について認識しつつ、これまでは聞き慣れない組合用語を使った分かりにくいものになりがちなので、いかにわかりやすくして、多くの人に読んでもらうかを工夫している様子がうかがえた。

『日刊おはよう』って機関誌を発行している。誰が投稿してもいいが、原稿を書く人を役員で回して、制度のこと、職場のこと、行事の案内、趣味のこと、職員の誰誰が結婚したとか、何でもいけれど、それを毎日発行して、去年1万号に達した。手書きで、イラストなんかも書い

たりして、気軽に読める。決まったところに置いてあるが、大抵の人が取っていく」(B)。

「いま支部では青年向けの新聞作りが課題となっている。自分たちの生活とか働き方に影響があるということを、組合用語を使わずに、あまり知識のない職員でも分かるような新聞を発行しようとしている」(F)。また、2交代制が導入されようとしているのでそれがどの程度の負担になるのか、職場の人間関係がうまくいわずにメンタルヘルスが悪化するケースが増えているのでどうすべきかといった問題の学習会を企画している。みんなが関心あるテーマだと参加者も多く、組合に対するイメージが変わる感触があったという(F)。

#### ②世代間の意識の差

青年部の役員からは、青年部と親組の役員との意識の差に関する指摘がいくつか見られた。「執行部の方は、むかし青年部で自分たちもいろいろな思いで活動していたはずなのに、もう少しサポートしても良いんじゃないか...いつも親組と青年部の意識の違いを感じていて、親組には青年部の活動は関係ないという意識の人が多い。青年部の活動に自分の職場の青年を連れてくるような協力的な姿勢があってもいいと思うのだが」(C)。

「30～40歳代の人がいなくて、定年前の人が多いので、20歳代の若手とは関わりにくいのかも知れないが、上の世代の人との距離を感じてしまう。もっと踏み込んで、活動の目的とか、上の人たちの思いとか、これまでの経験とかを話してほしい。いろいろ言ってもらったほうが、それに対して応えようと思う。同じ組織なのに青年部は別組織のように位置づけられているが、直接関われる活動は、青年部にも関わらせて欲しい」(F)。

### ③次世代の育成

青年部役員には、次世代育成に関して強い問題意識が感じられた。「職員のほとんどが組合に加入しているので危機感がないが、次の担い手が十分に育っていない。事あるごとにメアドをゲットして連絡を取り合うとか、チラシを作ったり配ったりといった仕事を手伝ってもらうなどして、輪を広げていけたらなと思っている」(B)。「青年部の仕事が特定の人間に集中しすぎている。青年部の執行委員が地域の執行委員になっていくためにも、青年部員を増やさなければいけないと思う」(C)。「次世代の教育、育成は、自分たちがされなかった分、すごく必要だと思う。働き出してから組合の必要性が分かることもあるけれど、教育課程のなかで組合の必要性や組合運動の歴史などを教えるようになればと思う」(F)。

### おわりに

今回の聞き取りは、これまでわれわれが実施してきたアンケート調査と整合的な結果であったといえる。つまり、学生時代には労働組合に関する知識や関心はほとんどなく、「良いイメージも悪いイメージもない」状態であったが、就職後に「まわりがほとんど入っているから」「何となく」組合に加入し、活動に関わるなかで組合の必要性を理解し、良いイメージに変わっていった人が多い。

聞き取り対象者の同僚や上司のなかには、組合に対して無関心であったり、悪いイメージを持っていたりする人もいる。この点について聞き取り対象者の多くは、組合に対する理解が不足しているため、あるいは組合からの情報提供のあり方に問題があるためだと認識していた。

また、青年部の役員には活動を活性化させ、

次世代の担い手を育てようという強い問題意識が感じられた。そうしたなかで、親組の役員との意識のギャップを感じている青年部役員も少なからず見られた。他方、役員ではない組合員には、それほど気負いは感じられず、活動の面倒くささを感じつつも、組合の必要性を認め、「自然体」で組合活動に関わっているように感じられた。聞き取り対象者の紹介を依頼したローカルセンター役員は、今回の調査に関して、若手組合員が休日に呼び出されて話をさせられることに乗り気ではないだろうと予想していたが、意外にも協力的だったことに注目しているという。組合の現場では必ずしもこうした若者の意識を十分に把握していないのかも知れない。

もちろん、今回の聞き取りは聞き取りケースが少なく、無作為抽出により調査対象を選定しているわけでもないので、この結果を若手組合員の組合観として一般化することはできないだろう。今後とも調査を重ねていきたい。

(おざわ かおる・常任理事、新潟県立大学講師、なかざわ・しゅういち・常任理事、静岡県立短大准教授、はたなか とおる・会員、日本大学非常勤講師、むらかみ・えいご・常任理事、日本大学准教授)

## 労働戦線 NOW



# 「職場の荒廃と運動停滞」に危機感——連合 ブラック企業と安倍「規制改革」の危険

青山 悠

「オヤ？」と思わせるような発言が連合の有力産別の大会や連合セミナーで聞かれ始めた。「職場の荒廃」や「職場組合活動の停滞」への危機感が共通して訴えられている。

労働運動の危機打開へ向け、連合は「組合よ、不条理に怒り闘え」と提言した03年の「連合評価委員会報告」（座長・中坊公平弁護士）を活用。連合の10月大会方針にも盛りこみ、今後の運動の再構築を模索している。

### ■職場の運動停滞に危機感

電機連合の大会が7月8日、横浜で開かれ、有野委員長が「職場に支持されない労働運動は崩壊」と危機感を表明した。春闘や雇用でものわりのよい産別としては「オヤ」と思わせる発言である。有野氏は「社会の不条理とたたかい、国民の共感をよぶ運動」を強調したのが印象的だった。

電機連合は春闘ではベアを4年連続して放棄し、一時金も単組ばらばら、中小春闘も昨年より回答組合の減少など産別統一闘争の空洞化の危機に直面している。リストラなどで従業員を約10万人減少させ、総選挙ではパナソ出身の大臣経験者を落選させ、今回の参院選でも東芝出身者を最下位の7位でなんとか当選させた。

「職場に支持されない労働運動は崩壊」とは、電機の産別運動や消費増税など公約違反の民主党支援の反映ではないか。どう運動を再生させ

るのが問われている。

またホテル・レジャー・観光関連でつくるサービス連合の7月大会でも、大木会長が「職場では役員のなり手がなく、まともに団体交渉が開けない深刻な状況」と危機感を表明し、職場に労働運動の復活を訴えた。

官公労の職場組合活動の停滞も深刻だ。自治労は8月26日からの大会で「職場は人員減と労働密度の高まりにともなって、支え合う空气の希薄化や組合への無関心、参加意欲が低下し、単組の力量が低下。政府の『地公波及』（賃下げ）攻撃に対してすら、交渉できてない単組が多数あった」と危機感を表明し、「生活と権利擁護へ当局に厳しく迫り、要求実現をはかる力量をつける必要がある」と、職場組合活動の再構築を提起した。

日教組も8月27日からの大会で「組合員は年々減少し、学校現場の多忙化などから教職員の孤立化、つながりの希薄化など課題は深刻である。いまこそ職場を原点にした分会機能の強化を」と運動の再構築を訴えている。

連合が7月31日に開いたサマー・トップセミナーでも、稲上毅・東大名誉教授が基調講演で「職場の荒廃」と労使関係に警鐘を乱打。労働争議の長期減少と集団的労使関係の弱体化や個別労使紛争の激増に対して、企業別組合の問題や集団的労使関係法制的構築と組織拡大など労働運動の再構築を提言した。

## ■職場ユニオン・リーダーに危惧も

「ユニオン・リーダーらしくない人が結構いる」と稲上氏は、日本の企業別労使関係の問題について厳しい指摘を行った。日本の労働組合の課題の一つとして、ユニオン・リーダーの育成にふれて、最近の組合リーダーは大卒で入社3年くらい経ると、会社の人事担当から組合役員にといわれる人もいと述べ、ユニオン・リーダーらしくないと指摘した。さらに「組合役員で専従は組合員のカネで雇われていることを肝に銘じること」と苦言を呈し、職場で働く人の立場にたち、労働条件の改善を行うことなど原点を強調した。

連合の職場役員のなかには「組合に出向」という幹部もあり、組合を会社の一組織ととらえ、労使一体化をうかがわせる傾向も強まっている。化学産別の幹部のなかにも「組合はベアを要求せず、最近の人事担当役員もベアの方法を知らない重役が増え、査定と総額人件費抑制のみが目立つ」と嘆くほどである。

職場での労使交渉の実態は深刻だ。厚生労働省が6月に発表した「団体交渉と労働争議に関する実態調査」では、過去3年間で団体交渉を行わなかった組合は33%で、3組合に1組合にあたる。特徴は5000人以上の大企業では51%が団交を行っていないという深刻さだ。労働争議にいたってはわずか3.7%にすぎない。

個別労働紛争の動向も5月に発表され、12年度は25万4719件のうち、「いじめ・嫌がらせ」が5万1670件で20%と最多を占めている。

連合と連合総研は、数少ないながらUAゼンセンや私鉄、JAMなど11単組の「労働協約とストライキ」を調査し、「どうすれば経営側に『声』をあげられるのか」という特別報告会

をおこなわざるを得ないありさまである。

## ■危機打開へ「連合評価委報告」復活

注目されるのは、連合が危機打開向け「組合よ、不条理に怒り闘え」と提言した03年の「連合評価委員会報告」（座長・中坊公平弁護士ら7人）の提言を重視していることである。

提言から10年目。2年に1回の連合サマートップセミナーには産別の会長、事務局長など約250人が参加し、連合の次期運動方針の策定ともかわり「連合評価委員会報告」が全員に配布され、論議が展開された。

連合評価委員会は組織外から連合運動の評価と改革への提言を行う組織で、中坊公平弁護士を座長に、神野直彦東大教授、大沢真理東大教授、寺島実郎日本総研理事長など7氏で構成。最終報告は9月に正式承認され、連合だけでなく当時の労働界に大きな衝撃をあたえた。

連合評価委員会の組合に対する指摘は厳しい。「危機の現状」として「際限のない賃下げ、リストラなどに怒ろうともしない」「大企業組合は労使協調路線に浸かり、緊張感が足りない」「組合役員と職場組合員との絆が細い」「不条理に対する怒りが感じられない」「国民の共感を呼ぶ運動を展開しているのか疑問」「連合は結成から100万も組合員減少」「労働運動は足元から崩壊の事態に直面」と警鐘を鳴らした。

その上で、改革の提言では「働く者の利益を代表し、国民と連帯できる組織へ変身をとげること」「企業別組合中心から脱却し、産別、ナショナルセンターの強化」「社会、人類の幸せのため不正や不条理に対して闘い、行動すること」「中小労働運動の強化」「正規だけでなく非正規重視の運動」などを呼びかけた。連合も提言を「竜頭蛇尾に終わらせてはならない」として、

実践へむけロードマップも策定した。

今年は連合評価委最終報告から丁度10年の節目。同報告と連合運動を検証すると、運動への成果では「中小共闘」(04年)、「パート共闘」(06年)、「有志共闘」(07年)など金属大手産別のベア放棄春闘からの脱皮を掲げ、ベア獲得をめざす共闘も結成されている。「働くことを軸とする安心社会」の基礎ともなっている。

一方、多くの課題も残している。「賃下げ、リストラに怒ろうとしない」「組合役員と職場組合員との絆が細い」「国民の共感を呼ぶ運動」などである。企業別組合の弱点克服と産別強化でも春闘では、ナショナルセンターより産別、単組自決が強まり、春闘の分散化と分配のゆがみも目立つ。組合人員も結成時より120万人減少して675万人となり、組織減少による「職場の政治力・集票力の低下」も危惧されている。

セミナーでは稲上氏が基調講演で、新自由主義と個人主義化の傾向や人事制度の個別管理による集団的問題解決行動の忌避や組合基盤の弱体化、公益意識の衰弱などを指摘し、集団的労使関係の再構築を提起した。

## ■ 265兆円の貯め込み利益還元、スト論も

同セミナーでは、評価委員会報告の副座長だった神野東大名誉教授が経済・社会・政治の全般的危機のもとで、労働組合だけでなく、政治・社会組織などとの「国民的な連帯」をキーワードとする連合運動を提起した。三浦上智大教授は「新たな連合評価報告も必要」と述べ、企業の社会的責任の重視も提起した。稲上氏は大企業には265兆円の貯め込み利益があり、その是正を呼びかけたのも注目される。

産別トップリーダーのリレートークでは12人が発言。ゼンセンの逢見会長は「連合評価委

報告を折に触れて反芻している」と述べ、ストについてイギリスのドナルド・ドアー氏の著書を紹介しながら「ヨーロッパではナイフはサヤにあるが、日本は戸棚でカギがかかっている。新自由主義に対してナイフを常に磨いておかなければならない」と述べた。電力の種岡会長でさえ「ナイフが竹光でないようにしなければ」と述べ、JAMの眞中会長は「265兆円の内部留保を中小や家計部門への配分を」と主張した。

連合は10月大会の運動方針で「連合評価委員会」の提言を生かし、「総じて労働組合への参加・求心力も低迷し、10年前と同様、危機に直面している」と指摘し、「社会の共感をよぶ運動の構築」や1000万連合への組織拡大をめざす方針である。

## ■ 職場の荒廃と「ブラック企業」の蔓延

「職場の荒廃」を象徴するようにいま「ブラック企業」問題が大きな社会・政治課題となっている。連合のセミナーでも三浦氏が「職場では最低基準の労基法、その上位の労働組合による協約も機能してなく、労働法の使用価値が棄損している」と指摘。世界のなかでも「経営者にとっては雇用、労働時間も守らなくてもいい状態」と、職場の荒廃と労働法制の機能不全に警鐘を鳴らした。稲上氏も職場は「水涸れ」「ひび割れしている」と警鐘を鳴らした。

いまブラック企業問題で組合などの関心を集めているのが「ブラック企業大賞」である。組合やメディア、学識者を実行委員会として、今年も昨年に次ぎ第2回目のブラック企業大賞2013を選ぶ会が8月11日、東京で開かれた。大賞は2年連続してワタミフードサービスが選ばれた。入社2カ月で自殺した26歳の女性(労災と認定)の遺族に対して謝罪せず、先の参院

選で創業者の渡辺氏が自民党から立候補して当選した。大賞は悪質な8社をノミネートして、ネット投票3万5011人のうち、ワタミは2万1921人の投票で選ばれ、ネットでも放映された。

今年の特徴は、退職を迫る「追い出し部屋」が裁判で違法・無効とされたベネッセコーポレーションをはじめ、東北大学助手の過労投身自殺など官民ともブラック企業化の広がりをみせたこと。また入社まもない青年正規労働者を店長にして残業代を払わず、過労から自殺させている労災が目立った。

ノミネートされた企業は、東急ハンズ大阪心斎橋店の30歳男性の過労自殺をはじめ、西濃運輸、王将フードサービスなどである。ノミネートされていないが、若者使い捨てのユニクロのほか、名古屋女子大学では組合つぶしを狙った「追い出し部屋」で解雇された元教授が裁判でたたかっているブラック企業もある。

## ■「ブラック企業」とたたかう

経営者の『ブラック語録』も集会で紹介された。「業界ナンバー1になるには違法行為が許される」「格差論は甘えです」「人権というベスト菌が蔓延している」「労働基準法なんておかしい。いまは24時間働かないといけない時代」「365日、24時間死ぬまで働く気概」など、まさに言いたい放題の無法国家ぶりである。

こうした労働者の使い捨てに対して、初めて「ブラック企業被害対策弁護団」も7月31日に結成され、全国の弁護士130人（当初55人）が参加。今後、労働組合やNPO法人とも連携して相談活動や裁判支援を行うほか、ブラック企業根絶にむけて対応策の研究や問題提起にとりくむことにしている。

政党では、日本共産党が8月7日、「ブラッ

ク企業・雇用問題対策チーム」を発足させ、実態調査や規制への法制化検討などにとりくむことを確認した。厚生労働省も9月の1カ月間、約4000社を対象に初の「ブラック企業」調査を行い、重大・悪質な違反が確認された企業は送検し、企業名の公表も打ち出した。

ブラック企業の背景には、経済構造と雇用構造の変化のなかで雇用の多様化と流動化が大きく影響している。さらにアメリカ型の短期利益重視と成果主義があり、「悪いのは自分」とする労働者の自己責任論も影を落としている。新卒で大卒の2割が「安定職なし」という厳しい就活競争とブラック企業への「望まない就労」との表裏の関係や「代わりはいくらでもいる」として労働者使い捨ての経営者も増えている。

さらに労戦の右寄り再編後、労働組合の地盤沈下や社会的影響力の低下が人権や労働法制無視、組合敵視などのブラック企業蔓延の要因ともなっている。

一方、組合も「ブラック企業に立ち向かう集会」を開き、マスコミ関連組合では勝訴し、さらに「ブラック企業大賞」にノミネートされた企業では組合を容認させ、13春闘ではパート時給引き上げなど「組合力」を示している。

全労連も9月に電話相談を実施する。個別争議支援や組合づくりなど個別対策だけでなく、ブラック企業規制法ともいえる長時間労働者の規制、労働法令の順守体制の強化や解雇規制、派遣法改悪阻止、有期労働法制の改正、失業保障などの構造的な問題の規制とあわせ、労働運動の社会的影響力の拡大が求められている。

## ■職場荒廃と安倍「規制改革」の危険

ブラック企業にかかわっては労働規制の緩和も大きな問題となる。安倍政権は参院選での大



勝をうけ秋の臨時国会を「成長戦略実現国会」に設定。「雇用改革」では、「成長」には規制は邪魔として、「雇用維持型」から「労働移動支援型」（出向・移籍・解雇）へと労働破壊を強行する方針だ。

最大の特徴は、正社員改革をターゲットに、業務や勤務地、労働時間などを特定した「限定正社員」を創出拡大して、低賃金と解雇の規制を緩和。逆に一般正社員は遠隔地配転や職種転換、残業など無限定労働を強いられ、法令違反の過密・サービス残業や退職増大なども危惧されている。

さらに労働時間の弾力化では裁量労働制を拡大させ、雇用形態では間接雇用の派遣自由化もめざしている。加えて一度は葬り去られた解雇の金銭解決やホワイトカラーエグゼンプション（労働時間規制の適用除外）まで狙っている。

今回の安倍「労働規制緩和」は95年以来の雇用構造の大変質となる。日経連（現経団連）は95年に「新時代の『日本的経営』」で内部労働市場を正規、契約社員、パートの3グループに分極化させ、当時20%だった非正規を38%に増大させた。今回は正社員を「無限定」と「限定」に分化させて職場を4極化し、さらに不安定雇用と格差を広げる。かつてない「雇用の多様化・流動化」となり、日本の雇用構造を抜本的に変質させ、ブラック企業の蔓延となろう。

その背景にはTPP（環太平洋経済連携協定）の交渉参加も前提とされ、「産業の新陳代謝」によって農業や食料、製造業など全体で約190万人ともいわれる大量の失業・労働移動の予測のもとに雇用制度を抜本的に見直し、「世界で一番企業が活動しやすい国」へと暴走する。

今後、規制改革は労政審などの討議を経て早いものは来年から実施の方向だ。だが、解雇の

金銭解決や残業代ゼロ法案は06、07年に連合、全労連、全労協、中立労組などの共同した反対運動で法案を阻止した歴史がある。連合は全労連などとの共同行動はすぐには困難としつつも、かつて同時多発行動で阻止したことは否定していない。今回も労働界や労働弁護団、ILOなどを含む攻めの共同行動で労働ビッグバンの阻止と、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい労働）の実現が求められている。

## ■連合は「参院選で民主大敗ショック」

労働戦線では参院選結果をめぐり、連合と全労連とで明暗が分かれている。連合の古賀会長は選挙後の記者会見で民主大敗について「覚悟はしていたが、極めてショッキングな結果」と述べた。敗因は「国民の信頼がもどっていない」と指摘し、連合の組織内候補9人のうち3人が落選（ゼンセン、基幹労連、JP）したことについては「残念」と語った。さらに運動では「デモより政策協議に比重を置き過ぎた」と語り、電機の幹部は「（大敗した民主党政権で）組合も政権与党の支援として何か忘れている」と述べている。

民主惨敗後の会見で記者から「自民党は所得引き上げを掲げており、投票では民主より自民にいったのではないか」という質問まで出るありさまだった。連合と民主党との選挙協定ではデフレ打開へむけ実体経済成長にかかわる賃金引き上げの文字がない。「賃上げは労使自治にかかわる」「公約にあわない」というが、「労使自治」は経団連もいっている言葉である。

他方、自民党は企業利益を含め国民総所得を年3%増、今後10年で150万円増やすとし、政労使協議を提起した。公明党は「デフレ経済の10年間で減少した平均給与10%分を取り戻

し、政労使の協議による『賃金の配分に関するルール』を打ち出した。共産党は「8割の大企業は内部留保の1%で月1万円の賃上げが可能」と提起した。ところが民主党も連合も働きの生活不安解消と賃上げの期待に反して、その姿がみえない。選挙結果は国民の願いに背をむけた連合と民主党に対する国民の厳しい審判といえよう。

さらに連合の古賀会長は5月16日から入院加療で約2カ月選挙運動に参加できず、「残念であり、お詫びする」と表明した。しかし、異例の3期目会長に立候補し、今後も「生活改善と2大政党制」へ向け、民主党を支持し、再建に提言すると述べている。だが、元連合会長の山岸氏は民主党は蜚気楼のような存在となり、耐用年数も切れつつあり、立て直しは極めて困難と指摘。連合は民主党との運命共同体を清算して特定政党支持の機関決定をやめ、政策課題別に自民、公明などの政党と政治家個人とのパースナル連合などを情報誌に書いているという。

民主大敗をうけ、官公労の有力産別の日教組は政党との関係で従来の「民主党機軸、社民党と支持協力」を見直し、まだ存在しない「民主的でリベラルな立場を基本に政策実現可能な政治勢力との支持協力」に変え、公明党などとの政策協議も行う方針だ。今後、連合と政府与党との政労使会議や政策協議などを含め、民主党と連合は「溶融」の危機も指摘されている。

### ■全労連は「法案提出権もつ共産党」を評価

全労連の大黒議長は7月31日の評議員会あいさつで参院選結果に触れて、「自民が勝利し、民主が惨敗したが、わたしたちと要求実現へ協力・共同している日本共産党が躍進し議案提案権を持ったことは国民的共同を発展させるうえ

で大きな励ましとなる重大な変化」と評価した。

運動方針では安倍政権の復活による政治の右傾化と新自由主義の「構造改革」に対して「安心・安全社会をめざす大運動」「憲法擁護・安保条約破棄の運動の再強化」などを決めた。具体的には安倍「労働規制緩和」反対の共同やブラック企業告発、賃金・労働時間の改善、社会保障と税一体改革やTPP参加反対、原発ゼロ、政治の民主的転換、国際連帯などを重視。10月29日から40日間かけて「かがやけ憲法・全国縦断キャラバン」を展開し、改憲反対の一点で労働組合の共同づくりをめざす方針だ。

組織拡大の目標は現在の112万人を150万人に設定。10月に地域の運動と組織の強化をめざす全国交流集会の開催も決めた。共同の広がりでは、原発ゼロの3団体共同のほか、ナショナルミニマムにかかわる最賃引き上げの一点で広範囲な学識者128人が賛同署名に名を連ねた。最賃の歴史50年でも初めての学識者共同アピールとなる。

また連合がユニオン・リーダー育成で悩んでいるなかで、全労連は次ぎを担う活動家育成に本気でとりくむとして、運動強化や産別の教育活動とあわせ、地方組織の「労働学校」開催や職場組合員を対象とする通信制も組み込んだ初級労働者教育の具体化などをうちだした。

参院選結果については全労協も「安倍首相の暴走を許さず、改憲、社会保障切り捨て、労働法制改悪に反対する共闘」を呼びかけている。

労働情勢では民意の多数は所得・雇用改善、改憲改悪、原発ゼロ、消費増税反対などを求めている。国民要求と自公政権との「ねじれ」が拡大し、鋭く対立する政治社会情勢。悪政阻止へ国民共同の拡大がかぎとなっている。

(あおやま ゆう・ジャーナリスト)



## 新刊紹介

『提言』ディーセントワークの実現へ  
暴走する新自由主義との対抗戦略

労働運動総合研究所

新日本出版社 定価1200円(本体)

1985年男女雇用機会均等法の成立時に、「家事・育児を担う女性は、男性並みな働き方をすることは困難だろう」「多様な働き方が選べるように」と労働者派遣法も同時に制定された。また、男女平等の名目で労基法的女子保護規定は撤廃された。日本は、実質労働時間の上限規制がない。結婚し、子育てのため、女性は離職するか、非正規雇用や残業時間が比較的少なく、勤務地が限定される一般職を選ばざるを得ない状況に追い込まれてしまった。

今、雇用の規制緩和が狙われている。具体的な施策では、「限定正社員」の雇用ルールの整備が盛りこまれた。日本の正社員を職務や勤務地、労働時間が限定されていない「無限定社員」と決めつけ「限定正社員」で「多様で柔軟な働き方」を実現するというが、住むところも会社のいいなり、家族と過ごす時間も自分の裁量の範囲外になってしまう「無限定正社員」は、憲法に守られるはずの個人の尊厳や幸福追求権をも放棄せざるを得ない状況であり、異常である。閣議決定された少子化対策では、女性の活躍のためには「男性も多様な働き方を選ぶ必要がある」と明記されてもいる。これまで女性差別を梃子として雇用を劣化させてきた図式が焼きなおされ、すべての労働者が「限定正社員」のターゲットとされた。第二に企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制の要件緩和をはじめ、「労

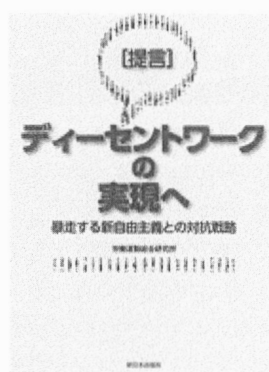
働時間規制全般の見直し」も狙われている。規制改革会議は「多様で柔軟な働き方の実現のための環境整備」としているが、実際には不払い残業の事実上の合法化であり、「無限定

正社員」に歯止めのない長時間過密労働をさせるものにほかならない。

「提言」は、ディーセントワークの実現を憲法を守る運動と一体化して強めることを呼びかけている。また、「女性差別がこの国の労働条件を全体として引き下げるテコとなっている」と指摘し、「ジェンダー平等の実現は雇用条件全体に貫かれている」として各章で触れられている。ことに第4章は「労働時間短縮はジェンダー平等の土台」とであると「提言」され、「労働時間短縮のためには要員の確保が不可欠」と述べられていることは新鮮である。時短と要員確保がセットで推進されることで、雇用の劣化を改善させる道筋ともなり得るものである。

雇用の劣化は社会保障の基盤も崩しかねない問題である。提言の第8章では「安定した雇用実現こそ日本経済再生と社会保障財源の確立につながる」と働くルールの徹底、最賃引き上げ、賃金水準の回復、年間1800時間への労働時間短縮が提起され、4つの施策で1100万人の雇用が生まれると試算されている。歴代政権が「多様な働き方」の実現を掲げて雇用を劣化させてきた今、「多様な働き方」に対置されるべき働き方の提言として、本書が広く読まれることが求められる。

(大西玲子・全労連女性部事務局長)





Editor's note

## 編集後記

何をもたらすかについて、財界戦略との関連から追求している。

■（現時点では決定していないが）もし、来年4月に消費税率が3%引き上げられた場合、安倍政権は増税による景気の冷え込みを懸念して、総額5兆円を超える経済対策の実施を検討している。税率引上げで求められる国民の負担は約8兆円であり、3%のうち約2%分を国民に「還元」とするというのがその言い分である。

■そもそも、今回の消費増税は社会保障財源のために使うためではなかったのか。このままだと、増税分は公共事業や一部の企業へのばらまきに使われかねない。「アベノミクス」には、（垂直的な）所得再分配の観点が全く欠けていることが露呈した。

■特集以外では、アメリカの医療労働者のたたかいや、職場の荒廃と運動停滞に危機感を持ち始めた連合の動向、さらに若手組合員への聞き取り調査の報告等を掲載している。ご一読の上、是非感想をお寄せいただきたい。（S.N.）

■今号の特集では、「アベノミクス」が国民・労働者の生活と雇用に

## 次号予告 (No. 93 2014年冬季号)

### 【特集】グローバル企業の社会的責任を問う

総論・企業の社会的責任追求は世界の流れ  
ルノーの国際的枠組み協定の特徴と労働者  
スズキのインド進出と労働者抑圧の実態  
ルノー系企業・日産の社会的責任を問う  
グローバル企業の社会的責任追及と全労連

（内容は一部変更することがあります）

## Translation

### 「読者の声」欄への投稿を募集

本誌についての率直な感想、ご意見などを、編集部までお寄せください。掲載分には図書カードを進呈します。

E-mail: rodo-soken@nifty.com

季刊 労働総研クォーターリー No.92 (2013年秋季号)

2013年11月1日発行 定価：1250円（税込） 年間：5000円（税・送料共）

編集・発行 ● 労働運動総合研究所

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-1 メゾン平河町501

TEL.03-3230-0441 FAX.03-3230-0442

http://www.yuiyuidori.net/soken/

E-mail: rodo-soken@nifty.com

発売 ● 株式会社 本の泉社

〒113-0033 東京都文京区本郷2-25-6

TEL.03-5800-8494 FAX.03-5800-5353

http://www.honnoizumi.co.jp/ E-mail: mail@honnoizumi.co.jp

印刷・製本 ● 亜細亜印刷株式会社

落丁本、乱丁本は小社にてお取り替えいたします。定価は表紙に記載されております。

本書の内容を無断で複製複製、転載することは、法律で定められた場合を除き、著作権の侵害となります。

© The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken) / HONNOIZUMISHA INC.

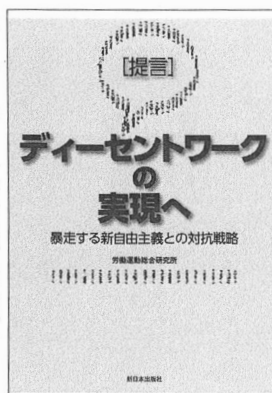
Printed in Japan ISBN978-4-7807-0760-1 C9336

# 〔提言〕ディーセントワークの実現へ

## 暴走する新自由主義との対抗戦略

憲法が保障する人間らしい労働と生活を新たに構築するために、いま何が必要か——労働総研が総力をあげたプロジェクト報告の初刊行。  
雇用と社会保障の充実を軸とした改革が、「日本経済の改革」に繋がる関連を、財源を示し明らかにする。

労働運動総合研究所 編



●定価 1,200円(税込) 140頁  
ISBN 978-4-406-05683-0

〔目次から〕

はしがき——いまなぜ“提言”なのか

序章 労働と生活の現状とその原因・背景

第1部 安定した良質の雇用実現にむけての提言

第1章 悪化する雇用と“提言”の持つ意義

第2章 “雇用破壊”から“安定した雇用”へ

第3章 「デフレ不況」脱却の賃金政策

第4章 労働時間短縮の課題と政策の基本

第5章 心身の健康を守る

第2部 社会保障再生への提言

第6章 社会保障改革をめぐる対決軸

第7章 「人間に値する生活」を保障するための具体的提言

第8章 “安定した雇用”実現こそ財源確保の確かな道

終章 “提言”実現の条件と展望、労働組合の課題

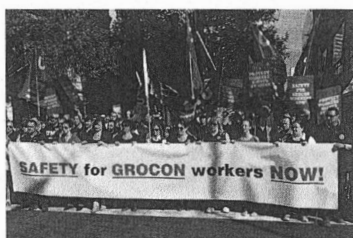
新日本出版社 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-25-6 ☎03-3423-8402 FAX03-3423-8419 www.shinnihon-net.co.jp 送料 200 円

全労連 (全国労働組合総連合) 編

最新版

# 世界の労働者の たたかい2013

## ディーセントワークへの挑戦 賃上げ、雇用確保で暮らしの改善を！



↑オーストラリアの建設労働者の労働安全衛生集会

定価 1,000円

日本と世界の労働運動の共通性を認識し、教訓をいかすために。新自由主義的な政策とのたたかい、緊縮政策反対とのたたかい、労使関係改善に抗するたたかい、賃上げ、労使関係改善など、5大陸29か国、EUの運動を紹介する。

労働法制中央連絡会・自由法曹団・全労連 編

# 安倍「雇用改革」を

# 切る！

〈学習の友ブックレット25〉

憲法をいかに、働くルールの確立を

定価 600円



〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4  
郵便振替 00100-6-179157

学習の友社

TEL 03-5842-5641  
FAX 03-5842-5645



## Contents

### Featured Theme

- Abenomics and the Financial Circle's New Strategy  
\* "Growth Strategy" and Workers and People – "Abenomics" will  
Accelerate Job Destruction ..... Tomio MAKINO  
\* Can "Abenomics" Take Japan's Economy out of "Deflation"? – Extreme  
Financial Deregulation ..... Masayoshi TATEBE  
\* Financial Circles and the Liberal Democratic Party's Draft  
Constitution Aiming to Dismantle the Social Security System  
..... Kazuo MINARI  
\* Abenomics and Social Security ..... Shuitsu HINO  
\* Consumption Tax Hike will Drive People's Living and Japan's  
Economy into Bankruptcy ..... Fumitoshi TSUTSUMI

### Labor Situation Abroad

- \* Struggle of Medical Workers in the US ..... Norio OKADA

### Research

- \* How Do Young Members Regard the Labor Unions – Findings from  
Interviews Study Group on Young People's Jobs and Living  
..... (Kaoru OZAWA, Shuichi NAKAZAWA, Tohru HATANAKA,  
Eigo MURAKAMI)

### Labor Front Now

- \* Alarmed by the "Devastating Situation in the Workplace and Stalled  
Movement – Rengo Danger of "Black Companies" and Abe's  
"Deregulatory Reform" ..... Yu AOYAMA

### New Publication

- \* "Proposals for Achieving Decent Work – Strategies to Counter  
Out-of-Control Neoliberalism," edited by Rodo Soken  
..... Reiko ONISHI



9784780707601



1929336011902

ISBN978-4-7807-0760-1

C9336 ¥1190E

定価： 本体1190円 + 税

発売：本の泉社